

第百六十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 八 号

平成十七年四月七日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山岡 賢次君

理事 今村 雅弘君 理事 西川 京子君

理事 二田 孝治君 理事 松野 博一君

理事 黄川田 徹君 理事 檜崎 欣弥君

理事 山田 正彦君 理事 白保 台一君

理事 赤城 徳彦君 理事 石田 真敏君

岡本 芳郎君 梶山 弘志君

金子 恭之君 上川 陽子君

川上 義博君 木村 太郎君

城内 実君 北村 直人君

後藤 茂之君 菅原 一秀君

田中 英夫君 津島 恭二君

西村 康稔君 原田 令嗣君

森 英介君 一川 保夫君

岡本 充功君 鹿野 道彦君

梶原 康弘君 川内 博史君

岸本 健君 楠田 大蔵君

小平 忠正君 鮫島 宗明君

神風 英男君 仲野 博子君

堀込 征雄君 松本 謙公君

大口 善徳君 高橋千鶴子君

山本喜代宏君

農林水産大臣

農林水産副大臣

農林水産大臣政務官

政府参考人

(内閣府食品安全委員会事務局長)

政府参考人

(法務省刑事局長)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

鈴木 庸一君

大林 宏君

島村 宜伸君

岩永 峯一君

大口 善徳君

齊藤 登君

後藤田正純君

神風 英男君

仲野 博子君

山内おさむ君

菅原 一秀君

梶原 康弘君

川内 博史君

楠田 大蔵君

飯田 祐弘君

寺田 雅昭君

西川 孝一君

須賀田菊仁君

川村秀三郎君

白須 敏朗君

中川 坦君

小林 芳雄君

外口 崇君

田中 慶司君

黒川 達夫君

青山 幸恭君

政府参考人

(財務省大臣官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省医薬食品局食品安全部長)

政府参考人

(農林水産省大臣官房長)

政府参考人

(農林水産省消費・安全局長)

政府参考人

(農林水産省生産局長)

政府参考人

(農林水産省経営局長)

政府参考人

(農林水産省農村振興局長)

政府参考人

(農林水産技術会議事務局)

政府参考人

(食品委員会委員長)

農林水産委員会専門員

飯田 祐弘君

寺田 雅昭君

西川 孝一君

須賀田菊仁君

川村秀三郎君

白須 敏朗君

中川 坦君

小林 芳雄君

外口 崇君

田中 慶司君

黒川 達夫君

青山 幸恭君

楠田 大蔵君 山内おさむ君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

参考人出席要求に関する件

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

農林水産関係の基本施策に関する件

○山岡委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として食品安全委員会委員長寺田雅昭君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として農林水産省大臣官房長小林芳雄君、消費・安全局長中川坦君、生産局長白須敏朗君、経営局長須賀田菊仁君、農村振興局長川村秀三郎君、農林水産技術会議事務局長西川孝一君、内閣府食品安全委員会事務局長齊藤登君、法務省刑事局長大林宏君、外務省大臣官房審議官鈴木庸一君、財務省大臣官房審議官青山幸恭君、厚生労働省大臣官房審議官黒川達夫君、健康局長田中慶司君及び医薬食品局食品安全部長外口崇君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山岡委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本謙公君。

○松本委員 おはようございます。民主党の松本謙公でございます。

ちよっとうちの委員の出席が悪いようでございます。私の方から謝っておきます。大変済みません、じき来ると思っていますので。

それでは、質問を始めさせていただきます。

テレビ局では、番組をつくるたびに、中学校二年生の秋ぐらいの、学力というんですか、学習、ぐらいのものを想定して、ニュースをつくったり番組をつくらたりするというのをよく聞かれるんですけれども、この委員会も、大切なのは、私にだけ答えていただくのではなくて、この委員会でお話をしたことが国民の皆さんに、ぱっと見たときに、ああ、なるほど、こうなっているんだなということがあるような、そういうことに私はしていきたいなというふうに思っております。私も、なるべく簡単な内容で質問したい、そして、皆さんもなるべくわかりやすくお答えをしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、それでは、先般発表されました食料・農業・農村基本計画において、担い手について触れられているわけでありまして、そのことについて質問させていただきます。

まず、この基本計画における担い手とは、また、農業経営基盤強化促進法の担い手というのがあるんですけれども、これは一体だれを指すのか、同じなのか、あるいはまた違うのか、そこら辺のお答えをいただきたいというふうに思います。

○須賀田政府参考人 お答え申し上げます。

品目横断的経営安定対策の対象となるいわゆる担い手、これは、他産業並みの所得確保を目指す効率的かつ安定的な経営を目指す経営という

○松木委員　法律ができてまだすぐですので、なかなか結果というのは出てきていないのかもしれないですけれども、やはりこれはとても大事な問題だというふうに思っておりますので、ぜひ今後ともその法律の目的を達成するように努力をしていただきたいというふうに思っておりますし、新規参入者に道を開いていることはもちろんいいんです。すごくいいことなんですけれども、それらの人たちが本当に担い手として、日本の農業の人材になって、その方が本当の農家になっていく、そしていかに定着をさせていくか、こういうことが非常に重要なわけでありますので、ぜひ積極

○松木委員 わかりました。頑張ってください。

ただ、私が思うところでは、余り担い手を四十万戸とかそういうのに絞ってやっていくのはどうなのかという疑問も実はちよつと持っています、もっと広くみんなにそれぞれやっていただいたらいんじゃないかなという気も実はしておりますけれども、これは私の意見としてここにとてもおきます。

それでは、私の選挙区は北海道なんですけれども、ここであつと一つ具体的な話を取り上げたいと思います。ピートというのがあるんですけれども、このピートは北海道の畑作農家にとって大変重要な産物に実はなっているんですけれども、昭和三十年代から、それまで直播栽培であつたも

まず、てん菜の關係でございます。
ただいま委員からお話しございましたとおり、てん菜の方の平成二十七年度の生産努力目標の基準年となりました平成十五年、もう委員御案内のとおりでございます、史上まれに見る大豊作だったというふうなことでございます。てん菜の生産量は、平成十五年は四百十六万トンということでございまして、また、てん菜糖の換算でいきまして七十四万トンというふうなことでございます。委員も御案内のとおり、通常年でござい

これについて委員が冒頭お話しになりましたように、確かにかつてはいろいろなデメリット、技術的な問題があったわけですが、このところ、例えば狭畦栽培というふうなことで、一種の密植栽培でございますが、そういうことになりましたと、そんなに低減もなくして単収の向上もできるといふような技術開発も行われているわけでございます。

したがって、そういった意味では、直播を

入れましても、農家所得の確保ということとは十分可能であろうというふうに考えているわけでございます。したがって、私どもとしては、今回の生産努力目標の策定に当たりまして、全体として、農地の減少傾向なりあるいは直播栽培の普及状況を見込みまして、ただいまのてん菜の生産量三百六十六万トン、てん菜糖換算で六十四万トンというふうな算定をしたわけでございます。

一方、今委員から、てん菜の方は今私が申し上げましたように、十五年と比較しますと確かに減っておりますが、キビの方はどうかということでございます。

これは、実はもう委員も御案内のとおりで、私も、ただいま申し上げましたようないろいろな、それぞれの品目ごとの事情を勘案いたしまして、それぞれ将来の、二十七年を見通したときの農地の状況、あるいは経営の状況等々を見通した上での生産努力目標でございますので、キビにはキビの事情があつて、そういう設定をいたしたわけでございまして、トータルとして、砂糖というものが必要に応じた生産ということで、その消費に応じた生産という中で一つの仕分けというふうに御理解をいただきたいというふうに考える次第でございます。

○松本委員 はい、わかりました。

しかし、キビにはキビの問題があるのだからけれども、ビートにはビートの問題もあると思いますので、目標の数字を下げるというのは、どう考へてもつくる人たちのモチベーションがやはり下がると思うのですよね。そういうことがなるべくないように実はやってもいいかな、こういうふうな思つておるわけです。

そして、てん菜というのは北海道の農業全体に与える影響も結構大きいと思いますので、そこら辺はこれからもしっかりとらまえて、お考えをいただきたいというふうに思います。どうです、そこら辺、考えてくれますか。簡単でいいです。

○白須政府参考人 委員もお話のとおりで、こ

の生産努力目標は、今モチベーションの話も出ましたが、平成二十七年における目標でございます。したがって、そういう意味で、農家所得も申し上げたように考慮しまして、望ましい生産規模という意味でございまして、決して生産自体を規制したり、あるいは縮小するというふうなことでございせん。

そういう意味で、私どもとしては、やはり農家の生産意欲に悪影響を与えるものでもないし、今後ともしっかりとてん菜の生産ということについてやってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○松本委員 言いながら、でも、作付面積は減るんだよね。やはりちよつと気になるところなんですけれども。これはこのぐらいにしておきます。

それでは、次は、ちよつとBSE関係のことを聞きたいと思うのです。

献血もその一環のことで、いろいろとあるようですけれども、献血の規制強化について、一九八〇年から九六年にかけて、イギリスやフランスに一日以上滞在した人からの献血を行わないという、そういう措置をとっていると思ひますけれども、これはもちろん事実ということではよろしいですね。済みません、いつから始まるのか教えてください。

○黒川政府参考人 まず、ちよつと経緯を少し述べさせていただきますと思うのですけれども、この三月七日に、クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会、バリアント・クロイツフェルト・ヤコブ病患者の英国滞在歴が二十四日であったこと、それからフランス滞在歴が三日程度であったことが報告されております。

このバリアントCJDについては、輸血による感染の可能性、それから、短期でも、危険部位の高濃度暴露で感染する可能性が否定できないこと、三つ目に、人の血液における病原体の検査法が確立されていないということがございます。これを踏まえまして、先生お話しのとおり、予防的

に、九六年以前に英仏におのおの一日以上滞在した場合に献血制限を行う措置を当面、暫定的に講ずる方針としたわけであります。

これについて、今後のことも含みますが、献血の減少による血液製剤の安定供給に対する影響も調査し、専門家の意見をお聞きした結果、当面、英国滞在者に対して先行実施することとしておるわけでございます。

○松本委員 はい、わかりました。

それでは、これはかなり厳しい措置をとつたのだと思うのですよね。厳しい措置に踏み切つた理由というのは、一番最大の理由というのは、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病で日本人が亡くなられたということが原因なんですね。オーケー、そうですね。そうであれば、日本で発症したケースというのは、これはイギリス、フランスで感染したことを厚生労働省がある程度認定したというか、そういうことになるのですかね。そして、例えば、これは本当にそう断定できるのか。

日本では日本の牛を食べて感染したということは考えられないのか、これをちよつと答えてください。

○田中政府参考人 感染経路の問題でございますけれども、今回の調査でございますけれども、国内それから英国を含む海外における食生活の状況、それから当時のBSEの発生、それから各国の対策の状況、そういうことから総合的に判断して、英国滞在時のBSE牛の経口摂取によつて感染した可能性が有力だということに結論を出したものでございます。

ただ、ほかの感染を完全に否定するものではない。ただ、最も可能性が高いのは英国滞在時の感染であらう、そういうことでございます。

○松本委員 はい、わかりました。ということでは、確実にそこだからということじゃなくて、これは将来のことも考へて、厳しく厳しく、こういう献血をやめようということにしたということだと思ふんですよね。

そうしたら、もう時間がちよつとなくなつてき

たので早口になって申しわけないんですけども、献血の規制強化ということは、人の血液から変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病に感染する可能性というのはあるということなんです。そして、献血を制限する人とならない人の区別、これはどのように行つていくのか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。そして、自己申告制なのか、それとも別の方法をとっているのか、これもお聞きしたい。

そしてさらに、一九八〇年から九六年の間で一日以上の渡航者は、いわゆる変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病を発症する可能性があるということなんですか、それも聞きたい。

そして、一日以上ということですので私はセーフかなと思ふんですけども、一九八四年に私は新婚旅行でヒースロー空港に大体四時間ぐらいいたような気がするんですけども、これはとりあへず献血をしていいのかどうかということもあわせて聞きたいんです。お願いします。(発言する者あり) 肉、食つたような気がします。

○黒川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、献血制限に関する事項でございますけれども、当初、このバリアントCJDの患者さんの英国滞在歴は一カ月程度ということでございまして、一カ月上に英国に滞在した人の献血を制限する措置を予防的に講じたところでございまして、先生最後におっしゃられました、現在考へております一日以上滞在歴があるというのは、これは二十四時間を目安として考へております。したがつて、例えばトランジット等で数時間ということでは、直ちにそれによつて御遠慮いただくということには該当しないというふうに考へておるわけがあります。

それから、滞在歴の確認でございますけれども、これは、これまで同様、献血時の問診の中で献血者から聞き取ることで、これが中心になりますけれども、さらに、例えば問診の内容についての印刷物等をつくりまして、その中で確認をし、あるいは、献血した後で思い出されるような場合に

は、また御連絡をいただいて、適切な対応をとつてまいりたいというように考えているわけであり

ます。
それから、リスクについての御指摘、御質問だと思ひますけれども、これは、英国の現在の人口が約六千万おられるわけでございますけれども、その中で発症した方の数、約百五十名と承知しておりますが、そういったものを用ひまして、英国の潜在的に感染している人の数字をそういつた方々から得まして、約一百万の一ということになります。それで、三百五十万人前後の、十七年間の日本から英国に行かれた方の人数に献血に来られる方、おおよそ人口の五％を掛けまして、それから、これは専門誌等で行われているものを踏まえまして、〇・〇〇〇五あるいは最大では一人というふうなことで年間の発症数を考えております。

○松木委員 あと五分しかないので、ちょっと早目に行きます。

一九八〇年から九六年までイギリスがフランスに行つた方というのはかなりの数があると思うので、できれば厚生労働省の方で新聞広告が何か出して、一度広く国民の方々にこのことについて説明をするということとをぜひ私はやつていただきたいというふうに思つておりますので、それをぜひやつていただきたいというふうに思います。

それと、今回の献血に關しての規制強化というのは私は非常にいいことだというふうに思ふんですね。疑わしきは使わず、こういうことだと思ひます。厚生労働省さんは昔のこととあつて、非常にいい英断をされたんじゃないかなと私は思つております。

ただ、そこで私にはどうしてもよくわからないのは、このぐらゐの献血の規制を強化するわけですよ。それが完全にそうであるということがわかつているところまではいつていないわけですよ、ね、その中でも規制を強化していく、これはいいことなんです。しかし一方で、BSE牛の経口摂取による感染の可能性があるというにもかかわ

らず、二十カ月齢以下の牛の検査の方はもう規制を緩和していく、そういう方向なわけですよ。要するに、片方は強化していく、片方は緩和していく、これはちよつと何となく矛盾しているような感じもするんですけども、このような政策決定というのは結局最後にだれがやるのか。同じ政府でやつていくことが、一つが強化で一つが緩和というのはどうしても納得ができない。そこら辺のお答えをお願いします。簡単にお願いします。

○外口政府参考人 お答え申し上げます。

血液対策につきましては、vCJD感染の有無をスクリーニング検査できないことや、異常プリオンたんばくを輸血用血液から効果的に除去する技術が確立されていないという状況も踏まえた対応と理解しておりますが、既に一定のリスク軽減技術等が確立したBSEの場合では、これは、昨年九月に食品安全委員会が取りまとめた国内BSE対策の評価、検証の結果において、検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、全月齢の牛からのSRM除去措置を変更しなければ、それによりvCJDリスクが増加することはないとされております。

また、この評価、検証結果においては、BSE国内対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実として、二十一月以上の牛については、現在の検査法でBSEプリオンが存在が確認される可能性はある等とされております。

厚生労働省といたしましては、これらのことを踏まえまして、食品安全委員会に諮問を行ったものでありまして、同委員会からの答申に基づき対応してまいりたいと考えております。(発言する者あり)

○松木委員 はい、わかりました。

この中には、今、鮫島委員も言つたんですけれども、ピッシングについてのこともなんかもあるんですけれども、これもなるべく早くやめるようにということをやつていただきたい。
そして、三月三日にアメリカの下院で四十人以上の下院議員が日本への経済制裁を求める決議を

提出しているんですね、この肉の輸出入のことに關して。同じ日に上院では、カナダの生体牛の輸出入の問題で、輸入再開をする政府案を阻止する決議案というのをを出しているんですね、アメリカというのは。まず自分勝手な国がアメリカだということを感じを認めないわけなんですけれども、まあよく考えてみたら、例えば一九八五年のエイズのときの話がありますよね、血液製剤の問題。これも、自分の国では、これはやばいということ、もう使うのをやめようということにしているにもかかわらず、日本にはそのまま出してた、こういう国なんです。

こういう国といつていろいろと交渉するときはやはり、もう時間がなくなつたのではしりますけれども、かなりタフにやつてもらわなきゃ我々国民の生命とか財産を守れないんじゃないかと私は思ふわけですよ。ぜひこれは、我々政治家もそうなんですけれども、もちろん、官僚の皆さん、あなたの方の肩にかかつているわけですよ。ですから、六十年前に戦争に負けちゃつた国が、我々戦つて負けましたからね、だから、勝つたやつに強いことを言うというのはなかなか厳しいといふのはよくわかりますよ。わかつてはいるけれども、しかし、それをいつまでも続けていてはしょうがないですよ。自民党という党だって、自主独立といふことを言っているんですから。

これは、特に食の安心、安全、一人一人の国民の命にもかかわることだし、そしてまた、直接、武器がどうのこうのといふ話でもないわけだから、結構突つ張ることができる内容な気が僕はするんですよ。ぜひ頑張つて、しっかりと外交交渉ができる、そういう国に僕はなつてもらいたいといふふうな思つておりますので、そこら辺の御答弁をお願いして、私の質問を終わりたいといふふうに思ひます。

○島村国務大臣 米産牛肉の輸入再開問題については、米国の下院で、今御指摘がありましたように、三月三日に経済制裁をとるべきだといふ決議案が提出されたことは、承知をいたしております。

す。
早期の問題解決を求める声があることは十分承知をいたしておりますが、今委員が御指摘になりましたような御心配は無用でありまして、私は、一切卑屈な話し合いをいたしておりません。我々の言うべきことはきちつと云つて、我々の措置に従つてもらふこともきちんと求めて、彼らもそれに同調してきているということでありまして、裏でも、別に圧力めいたことや失礼な向こうの申し出といふものは私の方には一切届いておりません。

そういう意味で、一方で、上院ではカナダの生体牛の輸入再開に対して反対の決議がなされたわけでありまして、随分都合がいいといへば確かに都合のいいあれですし、いろいろな意味で論理矛盾があるように思ひますが、いづれにいたしましても、これは米国会議の中のことでありまして、我々がコメントすることだけは差し控えたと思つております。

しかし、米産牛肉の輸入再開に当たつては、従前から再三申し上げているように、あくまで科学的知見に基づいて、消費者のいわば食の安全、安心の確保を大前提に、手順を踏んでこれからもきちんと進めていく。

先般、外務大臣がライス長官と会つたときにも、我が国のルールというものをきちんと説明するべく私はアドバイスをし、彼はそのことをしたから非常に理解を得たといふことでありますので、これからはきちんとやりたいと思つております。

○松木委員 最後に、私、ある新聞記者から言われたんですよ。大臣が前に大臣をやつてるときの話なんですよ。ある政治家から農林水産省に非常に圧力が加つた、それはなかなか力のある政治家だった。普通であればくしゃつとなつてしまふところを、島村先生が大臣をやつていてそのときに、おれに任せろ、おれがちゃんとやる、こういうことをあの大臣は言つたぞといふことを私はある新聞記者から聞きました。ぜひ、アメリカとの交渉でもその気持ちで頑張つてくださ

い。

以上です。

○山岡委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。連日、質問に立たせていただく榮譽を大変光栄に思っております。

さて、本日は一般質疑でございますので、諸般にわたる農林水産政策に関する質問をさせていただきますと思います。

まずは最初に、昨年度改正をされまして、今、農業の現場において農家の方が頼りとしている普及員制度、普及職員がどのような現地活動を行っているか。特に今、農家の方、いろいろな情報を求めてみえる中で、実際に情報をいただく重要なソースの一つとして、普及員の方を頼りにされています。こういった現状の中で、今後、どのように農家の方に情報提供をしていき、そして普及員の方の活動をどのように高めていく御所存か、お伺いをしたいと思います。

○須賀田政府参考人 農業生産、食料供給力の三要素の農地、水、人とともに、技術というのがございまして、この技術、新技術と農家を結ぶ仲介機能を普及員が果たしているということでございます。

ただ最近、行政組織のスリム化、効率化、最近では三位一体、こういうことが求められまして、私どもとしては大変厳しい状況に置かれているわけでございますけれども、依然、試験場と農家の現場を結ぶ普及活動の機能というのは重要な役割があるというふうに私は思っております。この普及指導のスペシャリストとしての機能を質的に向上させたいということで、二つの点に重点的に取り組みたいというふうに思っております。一つは、最先端の革新的技術を普及員に身につけていただきたいと思います。それから、やはり現場での指導能力というんでしょうか現場経験というものを非常に大事にしてほしい。この二点を通じまして、普及員の現場での技術指導能力の向上というものを図るべく支援をしていきたいと思います。

す。

○岡本(充)委員 普及技術の向上というか、その技術を伝えるだけじゃなくて、情報を伝えるという意味においては、ある程度の頻度をもってやはり普及員の方に現場に足を運んでもらわなければいけない。人数を減らしていくのであれば、より効率的に回っていただかなきゃいけないわけですね。

農林水産省としていろいろ政策を立てられる、こういった中で、現場で実際に農業に携わられるこういった方とともに、農作業をどのくらい省庁の皆さん方がやってみえるのか、私は常々疑問に思っております。

きょうここには、小林官房長、中川消費・安全局長、須賀田経営局長、まあ、技術系の方は行かれていてしょうけれども、このお三方は、最近、農業を実際にやられたことがあるか、それぞれお答えをいただきたいと思っております。

○小林政府参考人 私、長野県の農家の出身でございまして、高校までは農作業をやっております。それ以降はなかなかチャンスがございせんが、ただ、今先生御指摘のように、我々は、常日ごろ、農村の現場、農家の作業状況、やはりこれをきちんと身につけた形で施策の推進に努めた方が望ましいわけで、若い職員、こういった人たちは、例えば二年目に、農村派遣研修と称して、サラリーマンの子供であつても農家で現実に働いてもらうというようなこともしながらやっていきます。

それから、我々は、出張等で現場に赴きまして、できるだけ現場の農家の皆さんの声も聞きたいと思っておりますが、私は今、官房長という仕事柄、余りできないので、できるだけいろいろなことを耳にしたいと思っております。

○中川政府参考人 私の個人的な体験としましては、もともと和歌山県の有田郡という農村地帯の生まれでございますし、小さいときにはみずから手で田植えをした、そういう経験もございします。

先ほど官房長からお答えのありましたように、農林水産省に入省しましてから二年目でありましかれども、一カ月間農家に、農村派遣研修ということで実際の作業体験もいたしたところでございします。

最近ではなかなか直接農業体験をするという機会はありませんけれども、食の安全、安心の政策を遂行するに当たりまして、やはり、生産現場の実態をよく知っているということは大変大事な点だというふうに日ごろから思っているところでございます。

○須賀田政府参考人 私も、愛媛の出身でございしますけれども、高校を卒業するまでは、小さいですけれどもも田んぼがございましたので農作業をしておりまして。農地も大分売りましたけれども、今は出し手になっております。

ただ、農林省に入りまして以降、出張等で見ますに、技術が格段に進歩いたしました。とても現時点では自分で農作業などはできないような技術の発展でございしますので、できるだけ内容を把握して、指導に遺憾なきを期したいというふうに思っているところでございます。

○岡本(充)委員 三人の中枢にかかわる方にそれぞれ御答弁いただいたわけでございますけれども、それぞれ皆様方、大分長らく農業から離れてみえるような現状でございました。

ぜひ、農家の方からの声としては、いろいろな意見交換もしてみたい、中央にいる方とお話ができれば、例えば局長さんとは言わなくても、課長さんや課長補佐さんに現地に伺うたいたいで実際に作業してほしい、そういった思いを持ってみえるようでございます。ぜひそういった取り組みも考えていただきたい、そのようにお願いをさせていただきます。

さて、次からは、いただきましたこの資料、「食料・農業・農村基本計画」関係資料等を調査室からいただいたんですが、こちらの方、もちろん農林水産省が出どころになっておりますので、この内容について少し御質問させていただきます。

たいと思います。

この中には、十年先の農業のビジョンが書いてあります。十年先はこういったビジョンで農業はなるんだ、こういうことを書かれています。人間の寿命は十年よりもはるかに長いわけでございます。もつと先の、日本の将来の農業像、日本の農家の方はどういうふうな将来像なのか、日本の国民の食生活はどういうふうな食生活となつて、したがって、日本の農業のイメージですね、細かな数字までは決められないにしても、そういったものをぜひ書き示していただきたかったなというふうにも思っております。

二十年先、三十年先についてどのように今農業政策、ビジョンを持っておられるのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

○小林政府参考人 先生御指摘の長期ビジョンといたします。十年先を含めた農政の方向、あり方、私ども、これはまさに平成十一年に制定されました現在の食料・農業・農村基本法、この内容そのものが一つの大きなビジョンであろうということになっておりまして、それまでの基本法はかつての農業基本法でございました。

今のは、まさに四つの理念がございまして、食料の安定供給の確保、それから多面的機能の発揮、こういった新しい観点が入っています。それから農業の持続的な発展とか農村の振興、この四つの理念が基本でございまして、それぞれについて各条文に施策の方向が書いてございます。二十年先か三十年先かということとは別にいたしまして、これがとにかくこれからの食料・農業・農村政策を進めていく上で基本だというふうに位置づけております。

その中で、今般策定いたしました基本計画ですが、これはいわばそういった施策の方向なり具体的な施策の実施プログラムの性格があるものから、そういう意味で典型的なのが食料自給率目標でございしますけれども、十年というところで一つの目標を立てて、それに必要な、今回は基本計画以外にも工程表をつくりましたけれども、そ

ういうものを積み重ねてそれを目指していく、そういった役割分担になつていくというふうに理解しております。私も、基本は、まさに基本法の理念、施策方向、それを頭に置きながら、この基本計画に根ざして具体的な政策を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 次に、個別のことを伺いたいと思います。

日本の食料自給率の話題になるわけでございますが、日本の食料自給率がなかなか上がつてこない中で、幾つか要因が言われております。日本人の食生活が変わつたからだとか、それから、例えば小麦に関しては、ニーズに合った品種の小麦の改良がなかなかできないんだ、こういうような話が出ています。五年前に出された同様のプランでもこの技術開発の問題が出ていたわけでございまして、本日は農林水産技術会議の事務局長さんにも来ていただいておりますので、この小麦について、時間がないので、ちょっと聞きたいです、今後何年をめどに私は日本産のスパゲッティが食べられるのでしょうか。ぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。

○西川政府参考人 スパゲッティがいつ食べられるかという御質問でございますけれども、日本国の麦というのは通常、めん用ということが主体でございます。スパゲッティというのは、これは非常にたんばく含量の極めて高い、世界的に見ても限られた地域でしかつくれない、そういうものでございます。

ただ、私も、小麦の品種開発におきましても、パン用の小麦、これはたんばく含量が高いわけでございます。これについては、従来、北海道の春まき小麦ということで、一部でしかつくれなかったものを、北海道から九州まで、それもなおかつ、春に植えますものですか非常に気象災害を受けて単収が低い、そういう欠点をなくすために、秋にまいて、夏、秋に、九州では梅雨前に刈りますけれども、そういう麦も開発したという

ことで、高プロテイン化というのを着実に進めております。

また、ここ二年ほど前に、遺伝子マーカーということ、製パンに関するマーカーなども発見しております。これを使えば、さらに強力にその辺のところは進みんらうというふうに考えています。

研究者と話しておりますと、最終的には国産スパゲッティができる小麦開発をするんだという意識を持っておりますが、現在の十年後の計画の中ではそこまではいっていないけれども、パン用についてはしっかりとやっていると。一部は、スパゲッティ、加工技術でできるんじゃないかという気はいたしておりますけれども、現在、十年後に必ず食べさせるといふと、わかりましたという段階にはないところでございます。

○岡本(充)委員 技術開発の進捗で、難しいと言われていたことがかなり乗り越えられてきております。パンについても、私も一部出回っておるのをいただいたことがあります。確かに国産以外のものでつくつたパンとはまだ残念ながら差があるのも事実です。

十年後に、一部、スパゲッティが食べられるんじゃないか、もしくは十年後にはパンが国産小麦でつくれるようになっていく、ある程度安定供給ができるんだ、こういうような解釈で理解させていただいてよろしいわけですね。うなずいていただければいいです。うなずいていただきましたので、そのように期待をさせていただきたいと思ひます。

そして、この技術開発、これは大臣、ぜひ農林水産省としても力を入れていただきたい。いろいろな意味合いで言うものなんですけれども、日本は概して理系の方は非常に黙々と黙って研究をされていきます。そして、それに対しての評価というのは、結果で求められるのですけれども、非常に厳しい世界で頑張つてみえます。農林水産省には技官の方もたくさんみえます。そして、そういうことをよくよく理解をされている方が多いと思ひま

すけれども、そういった技術開発の分野にも光を当てていただいて、そしてさらなる技術革新に向けて御決意をいただきたいと思ひます。

○島村国務大臣 これからの時代に向かつて、日本の国の新しい前進、発展を図っていくとなれば、当然、技術革新がその前提となるところであります。今、お認めを願つたと思いますが、イネゲノムの研究にしてもあるいはバイオマスの研究にしても、私たちの想像を超える研究について前進が着々と築かれていくように思ひます。

当然のこと、そのことは国の運命にもかかわることです。ですから、ぜひ委員皆さんの御理解も御協力も得ながら、可能な限りこれを進めるために私たちは努力をしていきたい、こう思ひます。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。

さて、続いて、十年後の食生活のあり方について少しお伺いをしたいと思います。

きょうは厚生労働省の方にも来ていただいておりますけれども、今、食料自給率が下がってきた要因の一つに、日本の食生活が変わつてきたということ指摘をさせていただきました。肉食がふえてきた、その結果、食料自給率も減つてきた、それに合わせて、今は生活習慣病と名前を変えましたが、残念ながら今の日本の病気の事態も変わつてきている、こういう現状があります。

そういった中で、今回の食料・農業・農村基本計画の中で示されている十年後の日本の食生活のプランについて、厚生労働省としては農林水産省とどういった打ち合わせをされ、そして、特に肉に関して言えば、今後とも消費を伸ばしていくということについては、厚生労働省の考えている野菜をいっぱい食べよう、こういった考え方と相矛盾するのではないかと、こう思うわけなんですけれども、それについてはどのように御理解をされているのでしょうか。

○田中政府参考人 まず、結論から申しますと、この基本計画を定めるに当たりますと、私ども、健康日本21の情報を提供する、あるいは策定のプ

ロセスで事前協議もいただいているところでございます。

委員御指摘の健康日本21でございますけれども、栄養食生活というのが大きな柱の一つとなっております。具体的には、一日当たり、野菜の摂取量を三百五十グラムにふやせ、あるいは脂肪エネルギー比率を二五％以下に減少させる等、二〇一〇年に向けた目標値が定められているところでございます。この計画の「望ましい食料消費の姿」、こういうところを見ても、私どもの生活習慣病対策の観点から推進しております健康日本21の数値を参考にした目標設定がされているというふうに理解しているところでございます。

○岡本(充)委員 いや、健康日本21というのは私も拝見させていただきましたけれども、その中では、今言われたように、野菜の消費、そして当然トータルのカロリー摂取の問題も指摘をされているわけですが、そういった意味で考えると、これは将来的にはできれば昔の日本の食生活を取り戻したいというビジョンなのかと私は理解したわけなんです。かつての日本の食生活を。

そういうふうに理解をしていたにもかかわらず、農林水産省の出されたこの食料自給率の計算のもとになつておるのは、残念ながら、現状追認の中でどのように食料自給率を高めるかということになつていくことは、私は矛盾しているのではないかと、うなずいておるわけなんです。これは、ちょっと時間の関係上、指摘にとどめさせていただきます。続いて今度は担い手の問題を取り上げたいと思ひます。

強い担い手を育てるんだ、プロ農家だ、こういう話でございますけれども、担い手を強くしていくためには、一つ、農地の利用集積があります。利用集積という言葉は、聞こえはいいんですけれども、非常に難しい側面を持っております。地形的に難しい、こういったところはなかなか利用集積が進まないと思ひます。私の地元なんかでも、農地を集積したいと思つても、既に構造物が

できていたり、そしてまた、残念ながら、地理的に川が流れていたり水路が流れていたりして、難しいような地域も多々ございます。農林水産省は、農地がある程度集積した、規模要件による新しい補助金を考えているやにも聞いておりますけれども、こういった規模要件一つだけを要因にすると、漏れてしまう農家がたくさん出る。利用集積の難しい地域、法人化をするんだといったも、残念ながら、そう簡単に進められるものではないと思います。そういった意味で、これは時間の関係上、指摘させていただきましても、農家の方にもぜひ配慮をしていただいた今後の農業所得のあり方、ビジョンを私は示していただきたいと思ひます。

そして、ここからは質問させていただきたいんですが、利用集積を進めていく。そして、今の話で、先ほど松木先生の質問にもありましたけれども、今農家の方が百九十三万戸、そして二十七年には二百十から二百五十万戸にする。逆にふえるぐらいの話なんです。その一方で、強い農家、プロ農家は、家族だと三十三から三十七万戸だ、そして、二万経営体だと、こういった数字を示されました。他産業並みの所得が得られる方がそのくらいになるんだ、こういう話をされました。利用集積を図っていくという話と、農家の数がふえてくるという話とは、結論として何か矛盾するようにも私には聞こえるんですが、これは、農地を集積していくにもかかわらず、新しい農家がどんどんふえるというふうに考えるんですか、百九十三万から二百十から二百五十万戸になるという話をされていたのは、どういうことなんでしょう。

○須賀田政府参考人 総農家数でいきますと、平成十六年は二百九十三万戸です。
○岡本(充)委員 済みません。私が聞き間違えました。やはりそうですよ。三百万戸だと思っていたのに、今百九十三万戸と聞こえたものですか、聞かせていただきました。

では、ここから私の昨日通告した質問になるわけですが、二百九十三万戸から二百十万戸まで減る。残りの農家、この方々はどういった形で所得を得ていくのか、それはどういったところで雇用を吸収するのか、私はお示しをいただきたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 農家を分けますと、主業農家、それから、副業とか準主業があるんですけれども、その他の、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家、こういうふうに分かれるわけでございます。総農家数でいきますと、二百九十三万戸が二百十万から二百五十万になる。その差はどこに生じてくるかというところ、やはり土地持ち非農家です。要するに、土地は、農地は持っておりますけれども、それを全部人に貸して、自分は他の職業につくといわれる方がふえていくのではないかとこのように見通しているわけでございます。

これは過去の趨勢等から見通したわけでございます。まして、他産業に従事する、あるいは生きがいの、高齢農家として生きがいの農業をちよつとやる、こういう方々がふえていくというふうに見通しております。

○岡本(充)委員 局長、二百九十三万戸から二百五十万戸でも、残りは四十三万戸。残りの五十万戸近い世帯がすべてが土地持ち非農家になるんですか。そうじゃないですよ。先ほど局長が、自分も出し手になつたやつたという話をされましたが、そういう方もふえる。局長のように大出世をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう意味で、私は、土地持ち非農家だけではないで、出し手になつた方、農地を売ってしまった方の就業先というのをある程度見通していただかないといけないんじゃないかという指摘なんです。簡潔でいいから、答えていただけませんか。

○須賀田政府参考人 私どもは、現在の農家の方が、他産業のどういう職業につかれて、どういう所得を得られるかというところまではなかなか見通すことはできないわけでございます。その

ところはやはり過去の趨勢、総農家数がだんだん減つていって、その構成の中で自給的農家だとかあるいは土地持ち非農家だとかがふえていく、そういう過去の趨勢を見ながら展望していくという方途をたどつたわけでございます。

○岡本(充)委員 明確なプランがないとおっしゃつていただければいいわけなんですけれども、私は、この五十万戸の農家、今は農家で二十七年には農林水産省が農家になつていないという、この五十万戸の世帯についてもぜひ配慮をしていただきたい。そして、ビジョンをお示しいただければ、なお一層ありがたいと思ひます。

さて、ここからはまた話を変えまして、牛の月齢判別に関する検討会の結果について、少し御質問をさせていただきたいと思ひます。
アメリカから出されました資料、いろいろあるわけですが、その中で、今回、牛の月齢判別にしましては、ファイナル・レポート・ツリー・ザ・ガバメント・オブ・ジャパン、二〇〇五年一月十九日の日付になつております、この資料をもとに検討会で討議もされております。

まず、そもそもなぜこのレポートを食品安全委員会にかけることなく、新たな検討会を設置して、そこでの討議としたのか、私は知りたいと思ひます。簡潔にお答えください。
○中川政府参考人 お答え申し上げます。やや経緯にわたりますので、簡潔にという御要望でありますけれども、少し丁寧にお話ししないとこえつて誤解を招くことになりまので、お許しをいただきたいというふうに思ひます。

アメリカから輸入を再開いたします際の牛肉の条件でありますけれども、これは、何よりも安全性を確保するために、我が国と同等の措置を要求するという基本方針で協議に臨んできたところでございます。

そして、具体的な要素としては、特定危険部位を全月齢のものから取るということ、それから二十カ月以下の牛からつくられるといひますか、

由来する牛肉であるという、二つのことをきちつと担保していくということで、アメリカと基本的な大枠について意見の、といひますか、認識の一致を見た、これが十月の局長級協議の概要でございます。

その際に、二十カ月をどう確認するかということとありますけれども、一つは、生産記録などの書面によつて確認する。これは、私どももそういう方法はあると思ひました。もう一つは、アメリカから強く要求をされましたのが、枝肉の成熟度によつて月齢がわかるんだということとあります。この点については、私ども、その時点で十分な知見がありませんでした。アメリカ側は、その都度特別研究をしてその結果を出すということとを向こうが言つたわけでありま。私どももそうした特別研究の結果についてきちつと判断をする必要がございますが、その時点では十分な知見が日本側にありません。

そこで、日本の専門家の、解剖学ですとか肉の格付ですとか、あるいは統計の専門家、そういう方々に集まつていただいて検討会を立ち上げて、それでアメリカから出されるいろいろなデータについて、こういった専門家の方々に検討していただく。これは、いわば二十カ月をどう見るか、どういふふう判別をするかという技術的なことでございますので、今申し上げたような、日本の専門家の方々に集まつていただいて、検討したというのを経緯でございます。

○岡本(充)委員 局長、なぜ食品安全委員会ではだめなのかということについてはお答えいただいていないと思ひますけれども。

これは食の安全にかかわることでもありますし、もしこれを採択するといふのであれば、これがすなわち、今後の輸入牛肉の判別材料の一つになるわけですから、当然これは食品安全委員会への諮問に付されるということと理解してよろしいのか。簡潔に。

○中川政府参考人 食品安全委員会に諮問いたします際の具体的な内容は今検討中でございすけれども、

ども、ポイントは、アメリカから入ってくる牛肉の安全性について食品安全委員会で審議をいただき、諮問をするということでございます。

その際に、当然、今議論になっております二十カ月齢をどう判断するか、そういった問題へのアメリカ側の検討の結果、それから日本の専門家にあります月齢別検討会の取りまとめの結果、こういったものは食品安全委員会が審議をされまう資料として提出をいたしたいというふうにしておりまう。

○岡本(充)委員 これも検討に付されるということでございますので、その内容についてはきょういろいろ聞こうと思いましたが、時間もありませんので。

この中で、科学的に考えて、私は幾つか矛盾点があると思っております。局長には質問通告で多分届いていると思えますけれども、こういった、矛盾点、そしてまた、残念ながら科学的なデータと認めるに難しい点については、そういったことを踏まえていただいて、ぜひ考えていただきたいと思っております。内容の詳細は、また機会を改めて質問させていただきます。

さて、大臣、先日、アメリカから、二〇〇五年度版の外国貿易障壁報告書というのが出ました。もう恐らくお読みになられたんだらうと思えますけれども、新聞報道では、この中でアメリカは物すごいプレッシャーを日本にかけてきているんだというふうなニュアンスの報道がなされておりましたけれども、実体をこうやって見させていた

と、実は、牛肉についてはわずか半ページなんです、かなり分厚さがあるものの中で。その一方で、大臣、読まれましたか、日本郵政公社の部分。読まれましたか。

○島村国務大臣 存じません。

○岡本(充)委員 そこは四ページぐらいにわたって、もう個別に細かく、具体的に記載が載っています。それに比べて、ビーフはわずかに半ページ。そしてその中でも、実はそれほど強い表現ではなくて、確かに継続的にプレスをかけていくと

いう話は載っていますけれども、それほど子細な表現にはなっていないということ指摘させていただきます。と思います。

広く国民の皆様方は、これが通商問題になるのではないかとこのことを危惧されている向きがあるやに聞いておりますけれども、そのような認識ではないということでもよろしいわけですね。

○島村国務大臣 御指摘のとおり、三月末に公表されました米国の外国貿易障壁報告書では、米肉の対日輸出問題を最重要課題と位置づけるとともに、米政府は輸入再開まであらゆるレベルを通じて圧力をかけていくと強調されておりますものの、私たちが一番恐れている、恐れているといえは言葉はおかしいんですけども、やはりこういうものを通商問題その他に発展させては余りよくない、やはり我々は、誠意ある検討をしているということに向こうによく知ってもらう必要がある。私はそのことに努めてきたつもりでありまうが、少しく、そういう意思が向こうに伝わっているのか、そんなふうには思っているところでありまう。

いづれにいたしましても、私たちは、米肉の輸入再開については、再三申し上げたように、科学に基づき、食の安全、安心の確保を大前提に消費者の理解を得ながら進めていく、これを基本といたしております。

このため、米肉の輸入再開については、国内措置の見直しについての食品安全委員会の答申を受けた後に消費者の方々など意見交換を行いまうして、その上で同委員会に改めてその安全性について諮問する等々、決められたルールをきちんと踏んで結論に至る、こういう考え方に立っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○岡本(充)委員 そういった中で、国内の安全対策、いろいろとられております。きょうは、松本委員からも質問がありました、輸血の話の少しさせていただきたいと思えます。

幾つか質問通告はさせていただいたんですが、既に厚生労働省さんの方から、日本で二月に亡く

なられた変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者さんはイギリスで感染したのが有力だといひながら、日本で感染したわけではないといひないという意味の答弁をいただいております。それは私も事実だと思えます。

そういった中で、今回、実はきのうの毎日新聞の夕刊一面に「輸血血液 大幅不足」「A」「O」は特に深刻、こういうふうにならざるに出来た。私は読ませていただいております、献血事業に對して誤解を生じたり、また、実際に混乱を生じするようなこれまでの報道、報道だけじゃないですね、結局プレスリリースがあるわけですから、そういう情報の流れがあったのではないかと思っております。

具体的には献血制限ですね。献血制限のあり方について、先にアドバランをばんと上げて、英仏一日でも行ったら、皆さん、献血できませんよなんというのを言って、日本は安全策をとったかのような話をしておきながら、実は献血は今でもできる、これはすごく誤解を与えました。

実際に、これまでもいろいろな制限があつたわけですが、もちろん、問診票の裏をばんとしたらたことがありと思えますけれども、献血をするドナーさんの問診票の裏にはいろいろな質問項目が載っております。この項目の中に、もちろん、ヨーロッパへの渡航の長さによつては、場合によつてはできないという旨のこと、六カ月以上という記載ですけれども、書いてあります。この国とこの国との国はだめだと思えます。その中で、今度から一日以上という話が出たんだと思えば、ほとんどの献血者の方はこれはだめだと思ひに決まっているわけなんです、こういう話が新聞に出れば、そして、必然的に今、献血をする方が減っているというんです。

こういった、英仏一日以上行つた人献血はできないよという、今回のこういう情報の流し方といひのは、残念ながら、ちよつと先走つたのではないかと、いかにいうふうにも思ひますけれども、これについてはどのように考えていますか。

○黒川政府参考人 お答え申し上げます。

去る三月七日のクロイツフェルト・ヤコブ病等委員会において、国内初のV C J D患者の発生原因といたしまして、短期間の英国滞在時の暴露の可能性が最も高い説明力を有するけれども、例えばフランスにおける暴露の可能性を完全に否定するものではないというふうな報告を受けております。

この報告を踏まえまして、同日開催された薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、予防的観点から、一九八〇年から一九九六年の間に英国またはフランスに一年以上滞在していた方々の献血を、当面、暫定的に制限する方針が示され、これとともに、日本赤十字社において、血液製剤の安定供給に与える影響調査を進めること、こうなつたわけでありまう。

その後、日本赤十字社の調査を受けまして、三月三十一日の運営委員会において、この方針どおり実施すれば五・五％の献血者数の減少が予想され、血液製剤の供給に影響を及ぼしかねないと判断されたところでございまして、このため、英国、フランスに対する当初の方針は維持しつつ、フランスについては新たな献血推進策による在庫水準の状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと、実施していくことになつたわけでありまう。

なお、献血につきましては、四月一日でございまして、厚生労働大臣を本部長とする献血推進本部を設置いたしまして、新たな献血推進策を強力に進めていくこととしておりまして、今後、献血者の確保に向けて、国民に広く呼びかけていく中で、今回の方針についても御理解をいただくよう配慮してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 黒川審議官はきのうのこの毎日新聞の夕刊、読まれました。そうしたら、読まれて御存じだと思ひますけれども、ここに書いてあるような、大幅不足ということは本当に事実なんですか。

○黒川政府参考人 お答え申し上げます。献血につきましては、例えば季節的な要因、そ

れから、型によって、例えば、新聞にも記載がございましたけれども、不足の程度あるいは余裕の程度が違うわけでありまして、三月三十一日現在の在庫を見ますと、適正在庫、これは安定的に供給ができる在庫数で、三分でございますけれども、その七三分でございます。これは、例えば仮に大規模災害が発生し、大量出血者が多数見られた場合などでは供給に支障が出るおそれがある、そういった水準ではございまして、一応、三日の水準ということで、それに対して七三分ということになっておるわけでありまして。

今後、英国滞在者に対して新たに制限をした場合、三・六%さらに減少するというところでございまして、一層厳しい状況となるわけでございまして、一層厳しい状況となるわけでございまして、献血御理解等を今後進めていきたいと思っております。

〇岡本(元)委員 もう時間が来ちゃったので深く聞けないのが残念ですけれども。

結局、最初は一日でも行っちゃだめだ、一日でも行っている人はもう献血できないんだといって大きく減らしておいて、今度は大変足りないんだなどと、こういう新聞のプレスリリースをする、献血者の方はどっちなんだというふうな形になってくる。

この中に書いてある話は日赤の方からの情報だというふうになっていくけれども、この中には、冷静に、客観的に考えた場合には事実と異なるのではないかと思われるところが僕はあると思うんです。例えば、O型の血液はほかの血液型に今使われているというふうな記載がある。これはほとんど使われていないですよ。O型の血液をA型の人に入れるなどということは、今ほとんど行われていない。それが書かれていたり、私は、いろいろ、献血される方にきちんとした情報を提供して、冷静な対応をしていただいて、安定的な供給、これを目指していただきたいと思っております。

最後になりましたので、私、この質問をして終わりますけれども、適正な献血を、そして安定的な供給を今後とも行っていたきたい、それを申

し添えて、私の質問を終わりたいと思います。

〇山岡委員長 次に、川内博史君。

〇川内委員 おはようございます。民主党の川内でございます。

昨年の十一月の月末、全農問題で質疑をさせていただきました。そのとき以来、発言の機会を、委員長と野党の理事の先生方にお許しをいただいて発言をさせていただきました。心から感謝を申し上げさせていただきますというふうに思います。

きょうは、実は戦艦大和が徳之島沖で沈んだ日でありまして、千鳥ヶ淵の桜も満開でありました。そういう四月七日というきょうのこの日に、私はBSE問題をとり上げさせていただきます。

それはどういふ観点からかと申し上げますと、大臣とは、全農改革では恐らく意識を一致させていくのではないかとこのように思っております。このBSE問題というか、米国の輸入を再開するか否かということに関しては、若干意見を異にするのかなと。しかし、冷静な議論によって溝を埋めていきたいというふうに考えております。

そこで、まず大臣に、農林水産大臣としてではなく、議員として、個人として、米国の輸入再開、あるいは今回食品安全委員会が答申を出しました全頭検査は必要なのではないかという意見に関して、どのように思われるかという、個人としての思いをまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

〇島村国務大臣 冒頭、戦艦大和のお話が出ましたが、あの設計者の一人は私どもの親戚でございます。きょうの日にちを聞いて、改めて感慨を覚えます。

今のBSEの問題であります。私もやはり、こういう問題について、全頭検査というのは、前々から申し上げているように、あれを行った時点では何の実績もなく、いろいろなデータも不足しております。その一方で、国民の衝撃というのは大変なものでございました。それを反映

する一番わかりやすいのが肉屋さんのウインドーケースの中でありまして、ほとんどの肉が、牛肉、牛つく字は全部消えるくらい、一番のものが頭が消えてしまつて、まさに放心状態といったような肉屋さんたちと何遍もお会いしました。

そういう時期でございましたから、武部大臣がいろいろ苦慮した結果、いろいろな意見を踏まえて、あえて全頭検査に踏み切つてこれを実施した、しかもこれはサーベイランスの意味合いも含めて、いわば監視をきちんとして、その上で調査を進めるといふことで、いわばその考えに出たことは、私、大賛成。当時、私的にもおつき合いがありましたので、私はむしろ賛成をしたという人間であります。このことは非常に意味があったと思います。

ただ、その後三年が経過しまして、昨年の九月に、いろいろな結果を踏まえて、実にその時点で三百五十万頭、その後をいれまして四百二十万頭と聞いておりますが、これだけの牛の検査を実際に行つたわけでありまして、それらの結果を踏まえて、食品安全委員会の皆さんがついに先般、二十万頭以下については、検査をしてもいろいろなことが把握しにくいこともあるし、また、今までの検査の結果において危険度はない、ゼロとは科学者はおっしゃいませんが、まずそういう認識を示されたということは、私は意味のあることなんだろうと思います。

また、同時に考えたいただきたいのは、世界じゅうの、いわばこういう食に関する責任者は当然に、安全、安心をみんな考えていることであります。そういう意味で、世界の各国のいろいろな実情を見ましても、いわば、我が国が今諸問しております二十万頭以下というのは極めて厳しい条件であつて、EUの三十万頭を見るまでもなく、最近のOIEの三十万頭以下ではないのかというふうな意見も見られるまでもなく、やはりそういう意味合いから考えれば、私どもは、検査を、十分その結果を生かして、今回、全頭検査でなく、二十万頭以下については検査をやめるといふ

ことについては、私どもが今いろいろな私見を交えて言うのは危険でありますけれども、私は、そういう一つの必然的な成り行きがあつたのかなと今思っているところであります。

〇川内委員 私は、大臣、全頭検査、今だからこそ続けるべきではないかというふうに思つておりまして、それはなぜかという、もちろん日本を一日も早く、BSEの清浄国として、世界一、安心、安全、さらに、おいしい牛肉を生産できる国にする。そのためには、屠畜場での全頭検査はもとより、今、死亡牛は二十四万頭以上ということになっておりますが、死亡牛もこれは全頭検査をして、BSEの感染源、感染経路を解明する。これは国会の意思として、BSE特別措置法に基づいて策定された基本計画にも、感染源、感染経路を解明するという基本方針が、政府の方針、農林水産大臣、厚生労働大臣の方針として示されているわけでありまして。

しかし、いまだにこの感染源、感染経路というのは解明をされていない。BSEの発生メカニズム、異常プリオン、あるいは変異型クロイツフェルト・ヤコブ病とかかわり、これらの科学的解明の先頭に日本が立つていくべきであるというふうには私は考えております。そのために全頭検査が必要なんだ、今こそそれを主張すべきであるという立場で議論を進めさせていただきたいと思

います。

そこで、まず幾つか事実の確認をさせていただきたいというふうに思いますが、BSEの感染と発症は違うということとをちゃんと事務の方から確認をいただきたいというふうに思います。

〇中川政府参考人 お答え申し上げます。

牛がBSEに感染をして、それがBSE特有の症状を出す、それには一定の時間的ずれがあると思ひます。早い場合二年、それから八年ぐらい、平均して五年ぐらいでそういう症状が出るということでございます。

原因が異常プリオンということでございますから、感染をどの時点でどうとらえるかというのは

技術的に大変難しいかと思いますが、まずは経口摂取をして、そしてそれが腸管から体内に取り込まれる、そのところが感染をするということだと思っています。

〔委員長退席、白保委員長代理着席〕

○川内委員 それでは、BSEに感染をするのは、生まれた直後が最も感受性が高いというふう言われているということを確認させていただきたいと思っています。

○中川政府参考人 一九九八年のOIEの報告によりますと、英国等におきます発生状況等を踏まえた疫学調査の結果といたしまして、BSEを発症した牛の大半は、若いときにBSEの病原体を摂取していたことが判明している。この事実から、若いときにそういった感染が起こるというふう考えていいかと思っております。

○川内委員 それでは、BSEに感染をした牛の異常プリオンを検出できる技術というのが、今、二十カ月齢ぐらいまでの牛であれば検出できるけれども、二十カ月齢より若い牛であれば、感染していたとしてもその異常プリオンを検出することができないということではないでしょうか。

○外口政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の検査を今まで続けてきた結果の中で、二十カ月齢の牛と二十カ月齢の牛で感染を確認しております。そのことから考えれば、二十カ月以上の牛については感染を確認できるだろうというふうな、これは一つ事実としてあるわけでございます。

それから、他方、二十カ月と二十カ月の牛の異常プリオンたんばくの量が非常に微量であった、五百分の一とか千分の一であった、これも一つ事実であります。それから、その異常プリオンたんばくの増幅の度合いが直線的にふえていくのではなくて、むしろ、ある程度これは指数関数に近いような形でふえていく、そういった検討もあるわけでございます。

そういったことも含めて、それから今までの発症の実態等を含めると、二十カ月以上は検出で

きる可能性があるだろう、それ未満についてはこれはなかなか難しいんじゃないかというのが事実関係だと思っておりますので、その辺から専門家がいろいろ判断されていると思っております。

○川内委員 要するに、二十カ月齢以下の牛が安全ではない、安全を保障するものではない、異常プリオンが検出できなかったからといって、二十カ月齢以下の牛が安全だということではないというのをちょっと確認させていただきたい。

○外口政府参考人 検出限界以下の牛であれば、それは陰性になっても異常プリオンたんばくというものは含まれているわけですから、その意味においては、絶対安全ということはないと思っておりますが、SRMの除去ということをやっております、たとえ確認できなくても、脳とか脊髄とか回腸遠位部とか、たまりやすい部分をきれいに取るようにしております、それで安全な牛肉が流通できるようにということをしておるところでございます。

○川内委員 SRMを取り除いたとしても、体内のどの部分に異常プリオンたんばくが蓄積をされ、あるいは体内をどのように移動し、あるいは体内でどのように増幅をするかは、いまだにそのメカニズムは解明をされていないということを確認させていただきます。

○外口政府参考人 食品安全委員会の方からお答えいただいた方がより専門的かと思っておりますけれども、私の知っている範囲でお答え申し上げますけれども、私の知っている範囲でお答え申し上げますけれども、そういう経路でそれが、例えば異常プリオンたんばくが経口摂取されて、例えば腸管のバイエル板のところを通じて体内に吸収されて、こういった経路で最後に脳とか脊髄のところへ行くかということの詳細については、これはいろいろな動物実験等で今研究が進んでおりますけれども、まだ詳細についてはわかっておりません。

ただ、イギリスでかなり詳細な臓器別の感染力の実験を調べておりまして、その意味では、あらゆる臓器また可能性のあるところを調べたところでは、脳とか脊髄とか、今のSRMというところ

に主にたまる、それを取ればかなり安全であるというところは確認された事実であります。

○川内委員 だから、私が申し上げているのは、かなり安全であるということの確認されたというものであります。しかし、それにしてもリスクは残っているということを確認させていただいたわけでありまして、安全ではない。いや、これは、日本の消費者の皆さんに誤解を与えてはいけませんから、二十カ月齢以下は安全だと思いません。

込みを与えてはいけないというふうに思うんです。二十カ月齢以下の牛は検査できない、あるいは異常プリオンを検出する技術を持っていないというだけであって、決して安心とか安全とかいうことではない、リスクは残っているということを確認したわけでありまして、

それについては何か反論がございますか。ちよつと時間がないので手短かにさせていただきますね。反論があるなら反論があると言いでいいです。

○外口政府参考人 検出限界以下の牛が安全でない、安全でないということが、今議論しておりますけれども、こういうことが伝わると私は非常に誤解を招くと思いますので……（川内委員「いや、リスクがある、リスクは残っている」ということを僕は言っているんです」と呼ぶ）検査と

いうことに限してのリスクは残っておりますけれども、SRM除去等々を組み合わせることで、安全な牛肉を流通させようということをおっしゃるわけでございます。

それから、重ねて申し上げますけれども、そのリスクについては、これは定量的なイエスかノーかではなくて、これは定量的に判断していくということもあわせて意見として言わせていただきましたと思います。

○川内委員 今、図らずも、事務の方が検査についてリスクが残っているんだというふうにおっしゃられました。

しゃっていらつしやいます。検査技術は進展している。事務次官みずからが、検査技術は進展している、発達しているんだ、だから全頭検査をやる意味は十分にある。これから検査の技術が進展していけば、若い二十カ月齢未満の牛であつても異常プリオンを検出できるようになるであろうということを示唆されているものだというふう思うんですね。

サーベイランスという観点から言えば、検査技術はどんどん進歩している。そして、生まれた直後の牛であつても、もしかしたら検出できる技術を我々はあしたにでも得るかもしれないし、あるいは技術が進歩しなくても、異常プリオンのたんばくの増殖の仕方によつては、現在の検査技術であつても、若齢牛からそのまま異常プリオンたんばくが検出できるようになるかもしれない、そういう増殖の仕方もあるのかもしれない。大体、増殖の仕方そのものがわからないわけですからね。

であれば、私は全頭検査を維持すべきである。素人ですから、私も一生懸命いろいろ読んで、リスクは残っております。それであれば、全頭検査を維持しつつ検査技術を向上させて、すべての牛を検査した上で、感染源、感染経路の解明に努めて、消費者の皆さんに安心、安全を確信していただく方がいいのではないかと立場に立つわけですね。

しかし、どう考えても、いろいろ資料を読んでわからないのは、食品安全委員会が昨年の九月に中間とりまとめというものを発表したわけでありまして、食品安全委員会というは食品安全基本法に基づいて設置をされた委員会でありまして、この食品安全基本法のどこを読んでも、中間とりまとめというものを出せるというような言葉は出てこないわけですね。

この中間とりまとめというものの法的な根拠あるいはステータスというものをちよつと説明していただきたいというふうに思います。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

食品安全委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集、分析、それからまた、国民からの意見等に基づき、必要とされる場合には、食品安全基本法の第二十三条の第一項第二号に基づきまして、みずからの判断による食品健康影響評価を行うことができる、こういうことになっておるわけです。

中間とりまとめにつきましては、先ほど、国内でBSEが発生して以来三年間、そういう節目に出したものであるという御発言もありましたけれども、これは、国内でBSEの感染牛が確認されて三年間たったわけでございます。その時点での蓄積されたデータとか科学的な知見を収集、整理して、それに基づきまして、牛から人へBSEのプリオンの感染リスクの低減効果を検証する、そういう目的で、委員会みずからの判断によりましてBSEの対策について評価を行った、そういう経緯でございます。

○川内委員 食品安全基本法の第二十三条の二号に「自ら食品健康影響評価を行うこと。」と書いてありますが、では、中間とりまとめは、今御答弁ありましたが、この食品健康影響評価をみずから行ったんだということでしょうか。

うんとうんとういっていただいたので、であれば、この食品健康影響評価というのは、第二十三条の三号で「前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。」と書いてありますね。食品健康影響評価を行ったのであるならば内閣総理大臣を通じて勧告しなければならぬんですが、この中間とりまとめは食品健康影響評価であるというなら、なぜそういう手続をとらなかったんでしょうか。

先ほどから農水大臣も、あるいはきのう党首討論で小泉総理も、手続にのっとって進めると、手続、手続、手続とおっしゃる。ところが、この中間とりまとめだけは、なぜか突如としてあらわれる。その法的根拠を聞くと、実にあいまいです。

ね。食品健康影響評価を行ったんだとおっしゃられる。しかし、法律の定めでは、法律の手続では、食品健康影響評価を行ったのであれば内閣総理大臣を通じて勧告しなければならぬんです。なぜそれをされなかったんですか。

○齊藤政府参考人 委員御指摘のように、食品安全基本法第二十三条第一項第三号の規定には、みずから食品健康影響評価を行った結果、食品の安全性の確保のため講ずべき施策があれば、必要に応じて、その当該施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとされておる、そのような条文があることはそのとおりでございます。

しかしながら、一方、食品安全基本法の第二十三条二項におきましては、まず、通知をする。厚生労働大臣及び農林水産大臣に対して……（川内委員「どこですか。ちょっと聞こえなかったです」と呼ぶ）第二十三条の第二項をちょっと読んでいただきたいと思います。そのとおり読ませていただきますと「委員会は、前項第二号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。」こういう規定がございまして、まず通知するというのがこの法でもって予定されている事柄と私どもとしては理解しています。

○川内委員 それでは、中間とりまとめという名前をなぜ使われたんですか。食品健康影響評価となぜみずから銘打たなかったんですか。

そして、私が事前にこの中間とりまとめの法的なステータスを教えてくださいというふうに申し上げたときには、今御説明のあられた通知しなければならぬということ、その法的根拠の中には示されていませんでした。内閣府食品安全委員会事務局、平成十七年四月五日付の私にいただいた文書では、食品健康影響評価を行ったということ、我が国におけるBSE対策について評価を行ったものであると二つ書いてあって、ちょっと二番目はわけがわからないんですが、第二十三条の

二項については全く事前に説明がなかった。それは食品健康影響評価であると言いつけられないからじゃないんですか。

なぜ、中間とりまとめなどと言わずに食品健康影響評価と言わないんですか。法的な手続をとるわけでしょうか。

○齊藤政府参考人 この中間とりまとめにつきましては、食品安全委員会としてみずから行ったものであり、このものの性格上、先ほど申し上げましたように、我が国でBSEが発生してから三カ年たった時点におけるその状況、それからその施策の効果その他について評価を行った、そういう観点で、三カ年の、この時点での取りまとめたものであるという意味で、これはそういう意味での最終的な報告という事柄とは若干意味づけが異なるということ、これは、専門調査会の方で、中間とりまとめとすることが適当だということで、中間とりまとめという形の御報告をいただいたということでございます。

○川内委員 この中間とりまとめが出て以降は、大臣、非常に法にのっとった手続が粛々と進められていると思うんですね。農水省、厚生労働省から諮問をし、それに対する答申案が出て、今パブリックコメントに付されている。そして最終的に答申が決定をして、答申されるということになるんでしょけれども、この中間とりまとめだけは非常に政治的です。

例えば、食品安全委員会のプリオン専門調査会の第四回会合で、吉川座長が、食品安全委員会の寺田委員長からリスク評価をやるようにという指示を受けましたというふうに言っているんです。ところが、その前提となる食品安全委員会では寺田委員長は何とおっしゃっているかというところ、このようにおっしゃっていらつしやいます。「プリオンの専門調査会においても、米国における正確な状況の把握など、基本的な勉強を始めてはいかがか」と。「基本的な勉強を始めてはいかがか」と。リスク評価を行うなんというところは寺田委員長はおっしゃっていないんです。これは平成

十六年一月二十九日の第三十回食品安全委員会合での寺田委員長の発言であります。

ところが、この一月二十九日の会合を受けて、プリオン専門調査会、平成十六年二月三日の第四回会合で吉川座長が何とおっしゃっているかというところ、先週の食品安全委員会、「この問題に関してリスク評価を本格的に始める準備をしてください」というようなことを寺田委員長の方から私に、言われた。非常に、微妙に言葉をすりかえていらつしやるんですね。

そこからこの中間とりまとめがスタートをするわけでありまして、それでは、食品安全委員会におけるBSE問題のリスク評価が始まったのはいいですか。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

簡単に申し上げますと、プリオン専門調査会そのものが平成十五年の八月の時点で、十五年の七月の委員会設立直後に設置されたわけでございます。その第一回の会合の時点から専門調査会の委員の皆さんはそういう問題意識を持っておられて、いろいろ研究したいということがそもそもの中間とりまとめを始めた経緯と私どもとしては認識しております。

〔白保委員長代理退席、委員長着席〕

○川内委員 済みません。時間が過ぎておりますが、ここでもたまたま食品安全委員会がごまかしをおっしゃるので、一つ最後に指摘をしておきたいと思っております。

「食品安全委員会におけるBSE問題の調査審議の経緯」という、これは食品安全委員会から以前にいただいた紙であります。（参考）と括弧がついていますが、「食品安全委員会におけるBSE問題の調査審議の経緯」というこの紙には、二月二十日から始まったと書いてあります。二月二十日から、第五回会合からこの調査審議が始まっているというふうにみずから書面で出していらつしやいます。

今の御答弁と矛盾するんですよ。やはりこの中間とりまとめを始めた段階というのが非常に政治

的なにおいがぶんぶんする。

きのう小泉総理は、政治的な判断でやるんじゃない、科学的知見に基づくんだ、手続に基づくんだというふうにおっしゃっていらっしゃる。しかし、では、この中間とりまとめを一体だれが指示したのか、どういう経緯で始まったのかということは今後しっかりと詰めさせていただくということとを、大臣、きょうはもうとりあえず軽いジャブで終わらせていただきますが、宣言をさせていただきまして、終わらせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山岡委員長 次に、梶原康弘君。

○梶原委員 民主党の梶原康弘です。

私は農水委員ではないんですが、チャンスいただきましたので、質問させていただきたいと思っています。

まず、鳥インフルエンザの問題について伺いたいと思いますが、これはいずれも、何間かありますが、簡単に答えていただければありがたいと思います。

私の出身地は兵庫県の丹波篠山というところでありまして、昨年、京都府の浅田農産で発生しましたインフルエンザ、市内はすっぱりと移動制限区域におさまってしまいました。大変な被害をもたらしたわけでありますが、今でも養鶏農家はいずれも不安な毎日を送っていると言ってもいいと思います。

特に、先月、北朝鮮で大量発生したと言われる鳥インフルエンザ、これについて情報を得ておられるのかどうか、その辺のところを確認をしたいと思っています。

報道によれば十数万羽焼却処分にしたというところでありまして、またそれに対してどういうふうに対処されるのか、伺いたいと思います。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

先月の十五日でございますけれども、北朝鮮におきまして高病原性鳥インフルエンザの発生を疑う事例があったという情報は入手をいたしております。

ます。

その後、OIEですとかFAO等国际機関を通じて情報収集を行っております。また、あわせて北朝鮮側にも照会しておりますけれども、まだ北朝鮮からは具体的な情報は得ておりません。

先ほど入りました情報では、FAO日本事務所を通じて、FAOの方では北朝鮮での発生を確認したというふうなことはとりあえず入っております。

私どももいたしましては、何よりも日本の国内で、日本国としての防疫対応をきちっとするということが一番肝心なことでございますから、第一報を受けましてすぐに北朝鮮からの家禽、家禽肉の輸入は停止をいたしました。

もともと、北朝鮮との間でそう交易があるわけではございません。過去の実績としまして、十四年に五トン入ったという記録がある程度でございますから、そうではありますけれども、とにかくとめたということでございます。

それからもう一つ、北朝鮮から入国をする方がいらっしゃれば、靴底消毒などの対応もしたいというふうにも思っております。

○梶原委員 昨年もありましたけれども、都道府県をリードするような国の危機管理体制というか、そうした意識徹底をぜひお願いしたいというふうに思います。

それに関連してなんですが、昨年の教訓で創設された家畜防疫互助基金、これについて今の状況を教えていただきたいと思っています。

○中川政府参考人 高病原性鳥インフルエンザが万一発生をいたしました場合に、発生時の経済的損失を生産者の方々に相互に補償し合う互助基金の対象に、従来は鳥インフルエンザは入っておりませんでした。昨年の暮れにこれを対象とするものといたしました。

その結果でございますけれども、この三カ月間で、養鶏農家の方々の加入状況、これは羽数でいきますと全体の八五％が加入をされたということで、短期間のうちに多くの方が入っていただいた

ということ、この制度についての評価をしていただいているというふうに思っております。

○梶原委員 大変な高率だと思えますが、それだけ養鶏農家の危機感というか、強いのだろうと思えます。

これはまた関連して、昨年二月に発生した鳥インフルエンザで風評被害を受けて、その後、十月に台風二十三号の影響で養鶏場が水没をして一万羽水死をしたという養鶏農家があった。ダブルパンチで大変なことだったんですけれども、自然災害に対しては一切こういった基金なり助成がないということなんですか、その辺についても対象にし得るのかどうか、お伺いしたいと思っています。

○白須政府参考人 ただいまの自然災害によりまして被害を受けた養鶏農家に対する対策というお話でございます。

大雨など、こういった自然災害によりまして被害を受けた養鶏農家、これは養鶏のみならずでございます。畜産農家全般に対しましては、引き続きまして経営が継続できますように、農林漁業金融公庫におきまして、畜舎とか鶏舎とか、そういった施設の復旧を図りますための農林漁業施設資金というのがございます。その中の災害復旧資金というのがございまして、これは、低利で償還期限二十年以内という長期の制度資金。

それからもう一つは、えさでございますが、そういった生産資材の購入といった経営の再開に必要な資金といたしまして、農業経営維持安定資金、これの中に災害等資金というのがございまして、こういった長期、低利の制度資金を用意しておるということで対応をさせていただいているところでございます。

○梶原委員 昨年の鳥インフルエンザのときにもよく言われた話なんですけれども、発生農場なり移動制限区域の養鶏場についてはそれなりの手だてがあるわけですが、食鳥処理センターであるとかGPセンターであるとか、あるいは卵を専門に運んでいる運送業者であるとか、大きな影

響があったわけでありまして、この辺についての措置というか、それについてはいかががでしょうか。

○白須政府参考人 委員のお話のとおり、鳥インフルエンザの発生によりまして経済的な影響を受けるおそれが当然あったわけでございまして、ただいまおっしゃったような、そういった処理場でございますとかGPセンター、そういった関係事業者の経営の安定を図りますために、昨年の発生時におきましては、経済産業省に働きかけをいたしまして、政府系の中小企業金融機関におけますセーフティーネット貸し付け、こういった措置も講じられたわけでございます。また、あわせて、中小企業者の運転資金の貸し付けの円滑化ということから、私どもの調査に基づきまして、セーフティーネットの保証も発動されたというふうなことがあったわけでございます。

なお、今委員からお話ございましたが、防疫措置の面におきましては、このインフルエンザが発生しました際には、発生農場の周辺については鶏やあるいは鶏卵の移動に制限がかけられることになるわけでございますが、ただいまお話のあったような関係事業者への影響を必要最小限にとどめるということで、昨年の発生後には、一定の検査を受けまして陰性と判断された養鶏場の鶏卵等につきましては移動を可能とする、そういった配慮も行われているわけでございます。

私どもとしても、今後とも、もちろんのことながら、この鳥インフルエンザの発生には万全を尽くしてまいりたいと思っておりますし、また、万が一発生をいたしました場合には、関係省庁とも連携をいたしまして、ただいま委員からお話のございましたような、そういう養鶏関係の事業者の経営の安定に向けて適切に処理してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○梶原委員 続いてBSEの問題、ひとつ触れさせていただきますか。

二月のことでありましたけれども、予算委員会分科会で私は質問に立たせていただいたんです

が、その前に赤羽議員が質問をされていました。私も途中からだったんですが、聞きますと、赤羽委員は、消費者のサイドに立った視点でということと発言をされたわけであります。ちよつと解せないという思いはあつたわけですが、それに対して大臣は、全頭検査は日本の常識、世界の非常識、こう発言をされたわけであります。私もそのときに抑えられない思いで少し発言をさせていただいたかと思うんですが、きょう改めて触れさせていただきます。

私の極めて近い友人が平成五年にクロイツフェルト・ヤコブ病で死にました。医者の話では孤発型ということですから、BSEとの関連が言われる変異型ではないわけでありまして、それが、私がBSEを考える原点になっておりまして、改めて申し上げたい。少し長くなって恐縮なんです、そのときの状況を聞いていただきたいというふうに思っています。

私が彼の異変に気がついたのは、会議の中で彼から手渡されたメモでした。本当に下手な字というか、幼稚園児が書くような、そんな字で、下手な字で書いているというふうな思つたわけなんです。翌日、彼がいますに座っているわけですが、体がローリングしているんですね。変だな。その翌週でした。月曜日、もう既に彼はいますに座つていられない状態になって、運転手をつけて家に帰したわけです。その週末、見舞いに行きましたら、彼はもうほとんど立てない状況、立とうとしてもひっくり返ってしまうという状況でした。

それから二週間余りだったと思いますけれども、病名がわからないで、私たちは、多分脳の血管が詰まっているんじゃないかな、こんな思いをしていたんですが、二週間余りで、二つ目の病院で、クロイツフェルト・ヤコブ病ということがわかった。

それから数日して病院へ行きました。すると、彼は、薄暗い病室の中で手足をベッドに縛りつけられておりました。脳が刺激されているからだと思ひますが、全身がけいれん状態、二十四時間そ

れはおさまりません。日々ひどくなるわけですが、ひどくなると、ベッドの音というんですか、もううるさいぐらいに音がたたと全身がけいれんしている。そして、部屋をあけて入る、薄暗い部屋ですから光が入る、その光なり音には反応しますが、これは何とも表現のしようがないぐらいおびえた表情で私の方を見ている。私もいたたまれせんから十分ぐらいいしかなかったけれども、彼はおびえた表情でずっと自分の方を見ている、そんな経験があります。

それからしばらくすると、三週間ぐらいうると植物状態になって、それから三週間で彼は亡くなったわけであります。

私は感情的にどうか情緒的に言っているのかもしませんが、私は科学的なことはわかりません。しかし、科学が研究を重ねても、未知のことはあるだろうし、解明できないこともあるかもしれない。ただ、今わかっていることは、安全を高めるべく、わかっていることは最大限やらなければいけない、私はそう思っています。外圧に屈してなんということが仮にもあつてはいけません。

これまでも、振り返ってみると、いろいろな失敗を繰り返してきた。HIVにしても、先月、厚生省の松村課長に二審でも有罪判決がおりました。肉骨粉にしても、使用禁止を農水省が言いながら、輸入を認めていた、輸入してきたというところがあつた。今回の輸入再開については、本当に科学的な根拠に基づいて慎重にやっていたか、このように思っているわけですが、国民の食の安全、生命を守る、その決断でありますから、政治家としても本当に大きな責任があることではないか。そういう意味で、大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○島村国務大臣 私は、国民に対する食の供給という大事な分野を担当する所管大臣でありますから、食の安全、安心ということに対しては、最善を尽くして、あくまで科学的知見に基づいてこれ

を確認しつつ、これらを大前提にこれからも取り組むべきという基本姿勢に立っているわけですから、そういう意味で、外圧は確かにないわけではありませんが、性格的に私はそういうものに屈するの嫌いな人間ですから、今までもそういう筋の人たちともいろいろ話し合いを持つ機会はありませんけれども、あくまで国内の措置に従つていただくときちんと申ししてきたところであります。理解を得たせいでしようか、最近はずいぶんもののは聞かなくなつていっています。

我々は、かなり時間はかかつてはおりますけれども、あくまでルールにのっとって、最終まで確認をして、その上での判断をするというふうに立っているわけでありまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○梶原委員 あと、厚生労働省の方、お願いしますが、他の食品安全問題と同様、科学的知見に基づき対処することが基本であると考えております。

去る三月三十日も、この委員会、米肉産牛肉の輸入再開問題に関する件についての御決議もいただいたところであります。

米肉産牛肉の輸入再開の問題に当たっては、我が国と同等の安全性が確保されていることが必要と考へております。今後、米肉産牛肉の安全性について食品安全委員会に諮問して、科学的に評価を行つていただく予定であります。リスク管理機関である厚生労働省といたしましては、変異型CJDの発症の防止に向けて、この科学的な評価結果に基づいて適切に対処していきたいと考えております。

○梶原委員 どうしても機械的などうか、そういう話にならうかと思ひますけれども、本当に国民の生命、私は、特にそういった悲惨な現場を見てきただけに、その責任を負う強い決意で臨んでいただきたい、このように思つております。続いて、食料・農業・農村基本計画について少

し伺いたいと思ひます。私は、農業は本当に素人でありまして、大変僭越なんです、この計画を見ていて、本当に都合のいいところだけ勝手に取り出してきてつくつたような計画に思えてなりません。私は、実は小さな会社を経営する者なんです、経営というのはこんな簡単にいくものじゃないと思ひます。ちなみに、私が今経営上一番大切にしているのは、いろいろな経営資源ありますけれども、人の、社員、のやる気とその熱意、そういうところを一番大切にしたいと思ひます。この計画で唯一抜け落ちていた部分ではないかなというふうに思っています。

大体物事は、いいところだけつまみ食いしても、結果として決してよくはない、むしろ非効率なところ、難しいところを目を当ててこそ成功するのではないかと、うふうふに思っているわけですが、時間がちよつと限られていまして、一つ、人の問題について申し上げたいと思ひます。

私が住む地域というのは、その集落で二十町ぐらの田んぼがあつて、三十二軒の農家があります。若い後継者は一人もおりません。中年の人がみんな元氣を出してやっています。そういう地域で飯に農地を集約していく。三十二軒のうち三十一軒が離農するのとかという話にもなつてくるんじゃないか。若い人もいないわけですから、集落営農といつても、この集落営農、篠山市でももう既に百六十の集落を単位にした生産組合がある。しかし、ほとんどなかなか、その成果が出ているところが少いんですよ。私は、集落営農、これは本当にちよつとごまかしじゃないかなと。生産性はそんなに極端にそこ上がるはずがないと思ひます。

そういうところで、人の問題からいっても、大規模農家あるいは集落営農、会社にする、そういうった枠をはめて、果たして、後継者なり人の確保というか、これがきちつとできるのかどうかと

いうことを大変疑問に思います。

先ほど申し上げたように、これまでの農業というのは、自分の土地を大切にしようという農業者の熱意で支えられてきたんですね。それを無視して、果たしてこの計画が成り立つのかどうか、まず、人の問題についてお伺いしたいと思えます。

○須賀田政府参考人 先生の御指摘のように、農村社会、伝統的に個々の方が農地をお持ちになって生産をする、そういう形でその農村社会へ帰属しているんだという帰属意識があらわれている、そういうことで、助け合い自治とか平等とかという協調精神に属しながらも、そういう自主独立の、個々が独立に経営をしていく、こういう精神にあふれているところをごいまして、その中から担い手というものを育成していく、これは大変だというふうに思っております。

ただ、そのまま続けますと、先生まさに高齢化が進んでいるとおっしゃいました、その地域の農業そのものが近い将来だめになっていくんじゃないかと。そういうことで、集落で話し合っていたきまして、機械を効率化する、これだけでもコストダウンになります。個々の農家が機械を持つて上げる収益よりも、効率化をした配分額の方が大きくなるということが実証的にあらわれておりますので、中で話し合っていたいて、主たる従事者となる方を決めていただきまして、どのような形態でその地域の農業をシステムの持続をしていくかということをよく話して、経営体を育成してほしい、これが集落営農でございます。そう簡単にいいなかなと思っております。

私どもも、これから、ことしと来年かけて、何とか集落の方に自分のところの農業が持続する道というのを探っていただきたいということをお願いをして、その障害を乗り越えるような支援もしていきたいというふうに思っている次第でございます。

○梶原委員 続いて農地の問題なんですけれども、基本計画を見ていると、優良な農地という言

葉がよく出てくるんですが、果たして何が優良で優良でないかというのがよくわからないんですが、もし、優良な農地というのが日本にどれくらいあって、優良でない農地がどれくらいあるのかというのは、教えていただければありがたいと思えます。

まず、農業という業を成り立たせるために生産性を上げる、そういった資源を集約するというのは確かにわかるんですが、果たしてどれくらい集まるのか。少なくとも、うちの方でいえば、一番いい農地というのはもう既にスーパードパチンコ屋になっちゃいました。その次のいい農地は確かに耕作してありますけれども、ちょっと悪いところになると、頼んでもどこも請け負ってくれない。山田とかそういったところが全部残っているわけですよ。大体日本の農家というのは、田んぼの中に集落が点在する。水当とかなんとかすくく難しいわけですよ。先ほどの人の問題にもつながりますけれども、草刈りにしても水当てにしても、たぐさんの人間の手をかりなかつたらできないわけです。今、請け負っている会社が、うちの方では平米十五円で草刈りを請け負うんですよ。それを地主が負担しなかつたら、草ぼうぼうですよ。もうこんな状況になつていく。

私は、そう簡単に、人の問題、それから農地の集約なんということはできないと思っております。先ほどから言うように、これまで農業を支えてきたのは、本当に農業者の熱意なんですよ。そこから奪って、あとは機械的に効率よくこうしますよということが果たしてできるのかどうか。もう時間がありませんので、次に行きますけれども、私はこの部分で、確かに効率を追求していった、業として成り立つ部分というのは幾らかあるんだらうと思えます。あるけれども、あとに残された部分というのは、農村というごく非効率な、ただ、非効率でありながら、これまで農村は地方を支えてきた、そして文化とかコミュニティとか景観とか歴史とか、いろいろなものを支えてきたものが農村にあるわけですよ。そこ

から効率的な、いいところだけひょっと抜き出して、あとの部分は全部農村に押しつけるということになってしまうのではないかとこのように思っています。

それについて最後にお尋ねをして、質問を終わります。

○川村政府参考人 農地の問題についてお答えを申し上げます。

優良農地、これは基本的には、二十ヘクタール以上のまとまりのある団地、また、農業農村整備事業等を実施しまして条件が非常に整っておる農地等を指しております。農振地域の農地でありますとか、あるいは市街化調整区域でも甲種あるいは第一種に該当するようなところがございます。

また、確かにこういったところで、食料生産、あるいはまた重要な多面的な機能、こういうものも十全に発揮をしないといけないということでございます。

特に中山間地域は、傾斜地が多く、まとまりが少ないといったようなところがあるわけですが、やはり平地地域とかあるいは下流域に對しまして、国土保全とか防災とかそういった面での機能もでございます。

私ども、こういったところで適切な農業生産活動が継続をされまして、そういった機能が守られるということも重要だと考えておまして、平成十二年から中山間地域の直接支払い制度を実施いたしておりますし、十七年度からはさらにこれに改善を加えまして、次期対策として実施をするといったことで取り組んでおるところでございます。

○梶原委員 ありがとうございます。

○山岡委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは、豚肉の輸入差額関税制度を悪用しての脱税疑惑問題について質問をさせていただきます。昨年一月、食肉加工最大手の日本ハムの子会

社、南日本ハムが冷凍豚肉を輸入する際、輸入価格を税関に虚偽申告をして関税を免れた疑いで強制捜査をされ、その後逮捕、現在係争中となっております。

皆様のお手元に資料を一枚、今言った輸入差額関税制度というのがどのようなものかイメージできるものを、農水省からいただいた資料をお配りしています。現在はこうなっているようで、枝肉ベースでありますけれども、キロ三百九十三円という基準価格がありまして、それ以降は四・三％の税額でありますけれども、この基準価格より安い肉に関してはその差額を関税として払うという制度になっております。ですから、今回のやり方は、例えば三百円の値段であれば百十円を払わなければいけない計算になるわけですが、四百百円のものだというふうな形で実際の値段より高く申告をして、結局その差額の利益を得ていた、こういう仕組みになっているわけがあります。

この差額関税制度を利用して二百二十五万円を脱税したというのが兵庫県警と神戸税関の発表でございます。当時の新聞各紙が一斉に報道しておりますが、○一年六月から十一月だけを見ても、一億一千万円の脱税額に上ると報道がされております。

同社は、二〇〇二年十二月には、鹿児島県産豚肉使用と明示をしたレトルト食品などに米国産や他県産の豚肉を使用していた産地偽装問題で、農水省からJAS法違反での改善の指示をされております。また、同社のみならず日ハムグループがBSE対策の国産牛肉買い取り制度を利用した偽装事件で社会的に大きく問題とされたことは、もう周知の事実であるかと思えます。

コンプライアンスということが叫ばれていながら、またもこうした問題が繰り返されていることに非常に腹立たしく感じています。

問題は、食肉業界のトップがこのような悪質な脱税をやっているというところは、実は業界全体に広がっているのではないかとこのように指摘があることであります。実際、東京税関が伊藤ハムの子会社

の捜索に入ったということも既に一部で報道されており。昨年一月二十二日の産経新聞では「裏ボーク」出回る「業界では公然の秘密」このように報じられました。裏ボークが業界内では広く認識されていたことを関係者の話として紹介をされております。

このようなことを御承知でしょうか、大臣にまづ伺います。

○島村国務大臣 お答えいたします。

豚肉の差額関税制度を悪用した脱税行為があったことについては私も承知しております。まことに遺憾である、こう考えております。

今後は、本制度を適正に運用するため、従来より関税法令を所管する財務省関税当局により取り締まりが行われているところでありますが、私も、私が就任以来、一切の利権その他の行為にかかわることについては厳しくこれを糾弾するだけだとして、そういう誤解を受けることもできるさちんと維持していくようにと、厳しく指示しているところでございます。こういう行為に対しては、皆さん厳しいでしょうが、殊さらに厳しく対応する人間だというふうに自負しております。

○高橋委員 厳しくということで大臣のきつぱりとした御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。

ただ、私どものところにも告発文書が届いております。業界関係者及び日本ハム元社員らによると、日本に輸入されている冷凍豚肉の八〇%以上はこうした不正輸入であると指摘をしております。もし事実であれば、大変驚くべき数字であります。同時に、それを知りながら黙認してきた農水省の責任を厳しく指摘をしたいと思います。大臣には、最後に、この所管官庁としての所見をもう一度伺いたいと思います。

そこで、この輸入差額関税制度は、国内の畜産農家を守るために、七一年、豚肉の輸入自由化の際に導入されたものであります。食肉業界はこ

の撤廃を求めています。平成十五年七月二十二日、日本ハム・ソーセイジ工業協同組合名で、白須生産局長あて、差額関税制度の廃止を求めています。日本の畜産農家を守るための制度の撤廃を求める一方で、この制度を利用して悪質な脱税行為を繰り返す、全く許しがたいことだと思ひます。

この制度は申告制度であり、輸入者が契約仕入れ書を添付して申告をすれば輸入がされる。ですから、それが仕入れ書にあるおりの額で、本当にそうだったのかと正しく申告されたかどうかというのは、事後の税務調査しかないというのが実情でございます。輸入豚肉は年間八十万トン輸入されており、月約三万トンの申告と聞きます。実際に税関を通るのは豚肉だけではございません。膨大な量だ、事後調査が追いつかないのが実際ではないか、大手を振って脱税が行われる事態となっているのではないかと、このように思われます。

税関としては、既に過去五回告発をしております。その告発内容と対策を明かしていただきたいと思ひます。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございますが、豚肉に係ります関税通脱事件でございますが、平成十一年以降、五件の事件を告発しているところでございます。十一年に一件、十五年に二件、十六年に二件というところでございます。

これらの事件でございますけれども、カナダ、韓国等輸出は異なるわけでございますけれども、いずれも、輸入申告の際に、その課税価格を明らかにいたしますインボイスを提出しております。仕入れ書、これを偽装するというをやった上で、不正に高価な申告を行っておるということで差額関税を免れたものというやり方でございます。偽りその他の不正な行為ということになるものですから、関税法百十条で、私どもといたしましても関税通脱犯ということで告発しているところでございます。

お尋ねの、ではこれからどういうふうな対策を講じていくのかという議論でございますけれども、豚肉の差額関税を悪用したような通脱事件というのものにつきましては、今後とも、取引を非常に複雑に偽装するというところで、悪質巧妙化しているというふうな認識をしているところでございます。

そういうところで、税関といたしましてどうするかというところでございますが、まずは通関時点におきます審査、検査の徹底というのが一つでございます。二番目は、通関後におきます、先生がおっしゃられましたような事後調査でございますが、これを適正に、的確に行うというところでございまして、契約書類等、輸入者のところに入り込んでいろいろ調べさせていただくというところでございしますが、しかも、これで通脱犯ということで立件すべきはきちっと立件するというやり方をとらうということから従来からやってきているところでございます。

こういう事案に対しまして、これまでも海外におきます取引実態あるいは取引の関連の資料の徹底した収集、分析に努めておりまして、厳正な処理を行っているというところでございます。

なお、今国会におきまして、三月末でございますが、十七年度関税改正の中におきまして、隠蔽または偽装に対します重加算税制度の導入を盛り込んでおります。私ども財務省、税関といたしましても、悪質事案に対しまして徹底した取り締まりの強化とあわせて、引き続き適正な関税の賦課徴収に努めてまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

○高橋委員 申告に当たってインボイスを偽装している悪質巧妙なものであるということが明らかにされた、また新たな手続に沿って今後の対策に對してもやっていくという決意が述べられたかと思ひます。非常にありがたいと思ひます。

ただ問題は、毎年のように脱税行為が繰り返されて、一向にそれが是正されていないという問題

であります。

先ほどお話しした膨大な量だということも確かにあるわけですが、問題は、今言ったように、八割がそうだとする指摘がある。ゆゆしき事態でありまして、そうなる個々の企業の問題ではないだろう。ですから、個々の企業が、海外の会社等、いろいろな経路をたどってくるわけですが、その間にいろいろなダミー会社を使っているんじゃないかと、さまざまな指摘があるわけ

です。

つまり、相手があることですので、一社では、単独ではできないわけですね。だから、総合的なやり方を当然しているわけだという意味で、そういう抜本的に広範な調査が必要だ、そして、二度とこのような脱税行為は繰り返されない、そういう立場で臨むべきだと思いますが、もう一度伺いたいと思ひます。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの繰り返しのようになるようでございますが、税関当局といたしまして、御指摘のような事態に対しましては、海外におきます取引実態あるいは取引関連の資料の収集等々、あわせて事後調査部門の増員措置等を図ります。そのような中できちっとやっていくことを従来からやっておりますが、これらの話を含めまして、先ほど申し上げましたように、重加算税制度の導入というのをこの十月から実施いたします。これにつきましても適正、的確にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員 よろしくお願ひいたします。

きようは法務省の刑事局長にもおいでをいただいておりますので、あわせて、この問題について、当然、税関が告発をすれば地検としても捜査をされていると思ひますけれども、どのような対応をされてきたのか、また、関心をこの問題についてお持ちなのか伺いたいと思ひます。

○大林政府参考人 いわゆる関税通脱事件につきましては、今委員御指摘のとおり、税関当局の告

発が訴訟条件とされているものと承知しておりますけれども、あくまで一般論として申し上げれば、検査当局におきましては、この種事案につきましても、必要に応じ税関当局と連携し、適切に対処しているものと承知しております。

○高橋委員 地検に関しては、多分これ以上のことは捜査上のどのようなことでも話が進まないかなと思われましても、要望をしておきたいと思ひます。

告発がされれば当然対応される、税関の方では告発するまでに当然調べをしているので起訴が当然なものだ、そういう態度で臨まれていると思ひますし、厳しくこの問題については対応していただきたい。

同時に、先ほど来お話ししているように、構造的なものなんだ、大手の関係会社全体に、業界全体にわたるものなんだという指摘がある。そして、同時にそれが、関係会社だけではないだろう、当然政府の問題があるだろう、そうしたことも雑誌などにも指摘をされております。そういう点では、そういう意味での関係をしっかりと捜査をしていただきたい。これはその後の捜査がいずれ進むでしょうから、十分をお願いをしていきたいと思ひます。

そこで、先ほど大臣は、まことに遺憾であるとおっしゃいましたし、取り締まりがされているということも十分承知をされている、またその後に對して厳しく対応するというところをお話しされたと思ひますが、今の農水省の立場というのは、当然所管官庁でありますので指導する立場にあるかと思ひます。

さつき紹介したように、平成十五年、二〇〇三年には差額関税廃止を生産局長に対して申し入れをしていました。ただ、同時に、養豚協会、生産者の側の要望もございまして、生産者の側は二〇〇四年の六月十日に財務大臣や日本食肉輸出入協会に對して、この差額関税制度の悪用防止の申し入れを、強く望むというふうな申し入れをしてあります。これに對しては、農水省は口頭で指導はし

たという話は漏れ聞こえておりますが。

要するに、生産者の側と業者の側、それぞれの側から要望を受ける立場に農水省はいる。そして、例えば三月一日の食肉通信などを見ますと、養豚協会の協議会が二月二十一日に開かれて、農水省も全農も食肉輸出入協会も、ハム・ソーセージ工業協同組合も、そして消費者の側から日生協なども参加をして意見交換をされている。そういう場がこれまでも随分あったと思ひます。この場合でも、日本ハム・ソーセージ工業協同組合は、差額関税の廃止を行政に求めておりますというところを意見交換の場で述べていらつしやる。

ですから、そういう両方の側から、意見を求められるというんでしようか、協力を求められる側について、またその意見を交換する場にもいる農水省がどんな態度をとってきたのかということが本当に問われるわけですね。ですから、もちろん知らないというところは当然ないわけではございまして、毅然として臨むということは、そういう点で、まず農水省の中でどのようなやりとりが実際にされてきているのか、例えば要望を受けてどういうやりとりをしたのかという調査、そして関係業者に対してはコンプライアンスの徹底という意味での指導、両方求められておりますが、大臣、どのように臨むのか、もう一度伺ひます。

○島村国務大臣 御指摘の豚肉の差額関税制度の問題ですが、安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的としたものであることは御高承のとおりです。国内の需給及び価格の安定に寄与してきたところでもあります。

しかし、不正輸入の再発を防止し、本制度を円滑に運営するため、食肉関係企業に對し関税法令などの遵守の徹底を厳正に指導してまいりたい、こう考えております。

また、関税当局による取り締まりが徹底されるよう、関税法令違反の疑いがある事案については、速やかに関税当局へ情報提供を行うなど連携強化に努めておるところであります。

為をやり得というような環境に置くことは、かつてこういう犯罪行為を誘発しますので、厳正な態度でこれに臨んで、やはりこういうことが起きないように、むしろ、やつたら大変な損をこうむるということを知っていただくことも必要だということこそを省内で訓示をしているところでもあります。

○高橋委員 訓示をしておるのではなくて、直接に、担当している部局がどのようにされているのか調査も必要だと思ひますが、いかがですか。

○島村国務大臣 当然であります。

○高橋委員 ありがとうございます。

食の安全、安心の問題で、安心という言葉が欠けたのではないかとこのことをせんだつて基本計画の問題で質問をしたわけでありますけれども、この間、さまざまな形で、安心という言葉はなかなか言いにくいものだということで、なくてもいいんじゃないかということが業界からも出てくる。そのことに、気持ちちは変わっていないよと言ふけれども、やはりこういう問題が起きると不安になるということが問われてくるわけです。本場に監督官庁の姿勢が問われる。

今お話しいただいた毅然とした態度を今後も貫いていただくと注目をし、お願いをして終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○山岡委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党の山本でございます。

果樹農業振興基本方針について伺ひたいと思ひます。

先月、食料・農業・農村政策審議会果樹部会では、二〇一五年度を目標年次とする果樹農業振興基本方針を島村大臣に答申をいたしました。それによりまして、「果樹農業の振興に関する基本的な事項」の冒頭に「国際化の進展に對した産地構造の改革」とあります。

これは、果樹農業の分野でも国際競争力の強化ということだと思ひますが、これまでのグローバル化の中で果樹農業にどのような具体的な影響が与えられたのか、あるいは、今後どのように影響

響があるのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○大口大臣政務官 我が国の果樹農業は、果汁を中心とする加工品の輸入増加やあるいは果樹農家の高齢化の進展などに伴ひ、生産量が減少する傾向にあります。一方、アジア各国の経済発展に伴ひ、我が国の高品質な果実を輸出する機会も出てきております。例えば、リンゴが二千円で上海で売られるとか、ナシが輸出されるとか、そういう機会もこれからどんどん出てくるわけでございます。

このような状況を踏まえ、農林水産省においては、先月、果樹農業振興基本方針を策定し、産地みずからが、担い手の明確化などを内容とする産地計画を策定すること、産地計画に即して、基盤整備、品種転換を支援することなどの施策の方向を示したところでございます。

今後、これらを通じて、輸入果実に對抗し得る競争力の強い果樹農業を振興するとともに、高品質である我が国の果実の特性を踏まえ、輸出促進にも力を入れてまいりたい、こういうふうな思ひでございます。五年間で倍増という目標も立てておるわけで、しっかりとやってまいりたいと思ひます。

○山本(喜)委員 「果樹産地構造改革計画の策定」ということについて伺ひますが、基本方針では、「産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする」「果樹産地構造改革計画」を策定する必要がある、というふうな述べておりますが、いわゆる産地計画を立てるところの産地というのは、具体的にどのようなふうな単位を考えているのか。

さらに、基本方針では、平成十九年度以降の経営支援策について「産地計画に即して行う」というふうな述べておりますけれども、これは、産地計画ができない地区については支援の対象とはならないということなのかどうか、伺ひたいと思ひます。

○白須政府参考人 まず、ただいまの委員の、果樹の産地計画の策定主体となる産地の範囲のお尋

ねでございます。

もう委員も御案内のとおりでございますけれども、果樹農業におきましては、やはり選果場、そういった集出荷施設を中心に産地を形成しているということが一般的であるわけでございます。

したがって、今後、たゞいまお話しした果樹産地の構造改革計画の策定を進めていくわけでございますが、その策定主体といたしましては、一つ目はやはり農協等の生産出荷団体はもちろんでございますが、ただ、それ以外に、市町村でございまして、あるいは生産者の代表者、あるいは普及指導センター、あるいは農業委員会、そういったそれぞれ関係者によりまして産地協議会をつくるということ、この協議会によりまして地域の自主性を重んじて定める、そういった広い範囲を包含するというのが適切ではないかというふうに考えているわけでございます。

また、たゞいまの、産地計画を策定しない産地が経営支援対策の対象になるのかどうかというお話でございますが、この基本計画の中で、平成十九年度以降、現行の経営安定対策につきましては、果樹産地の構造改革計画に即して行います小規模な基盤整備あるいは改植といった担い手の経営基盤を強化するための対策、こういったものの移行を目指すこととしているわけでございます。

その際の支援対象となります産地といたしましては、たゞいま委員からお話しの低コスト化であるとか、あるいは高品質な果実の生産を目指すという果樹の産地構造改革計画を策定しておることが必要であるというふうに考えているわけでございます。ただ、この支援策は、やはりそれぞれ内容が異なるわけでございますので、今後、その内容については検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○山本(喜)委員 産地計画の中身でございます。この基本方針によりまして、「量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産、高品質化の追求による高価格販売の推進、観光果樹園や直販による農都市交流等、多様な戦略の選択及び

の中から目指すべき産地の姿を明確に位置づける。」というふうにありますね。まさに多様なわけでございます。

集出荷施設を単位とするということであれば、いわゆるJAの単位ということになりますが、その中でも、JAだけに出荷しているわけではなくて、その中でもちゃんとグループをつくって、あるいはそのグループの中でブランド化を進めているところもあるわけですし、それを一くくりにやっていくというふうなことがあるのか、もしそうだとすると、極めてハードルが高過ぎないのかと。通告と内容は違いますが、この点、お願いいたします。

○白須政府参考人 たゞいまの委員のお話でございます。私も、決して農協の範囲といったようなことに限定するということも趣旨ではございませんで、先ほどちょっと申し上げましたが、広い意味での、もっと広域で、いろいろな形で、生産者あるいは市町村、出荷団体はもちろんでございますが、さらに普及指導センターであるとか農業委員会等による産地協議会、そういった広い意味での、農協以外の広域にわたる産地の範囲というものが当然あり得るわけでございますので、それは、産地産地のそれぞれの実態に応じた形で、産地計画の策定をそれぞれの地域で進めていただければよろしいのではないかとこのように考えている次第でございます。

○山本(喜)委員 この産地計画に基づいて国の支援が行われるわけでございますが、一定期間後に産地計画の評価を受けなければならない、あるいは、達成できない場合の原因についても評価をするというふうなことのようでございますが、この場合、その評価をする客観的指標というものが必要になってくると思うし、それから、産地計画の対象期間が原則五年というふうにあります。果樹は四、五年では結果は出てこないわけでございます。そうしたことについて、どのようにお考えでしょうか。

○白須政府参考人 まず、前段の産地計画の評価

の関係でございます。お話しのとおりで、やはりそこは、一つには客観的、具体的なそういう指標でございますね、それはそれぞれの産地がみずからお決めることになるわけでございます。

一つには、例えば、担い手の規模拡大の目標でありますとか、あるいは既存の品種から優良品種への改植といった点についての目標、こういったものは客観的あるいは具体的な数値というものをそれぞれ定められるわけでございますので、そういった点について、まず一つは、それぞれを産地みずから評価をされるということが私どもとしても望ましいというふうに考えているわけでございます。

また、加えて、たゞいまの産地計画につきましては、産地計画に即した取り組みにつきましては、それぞれ国による支援が行われるわけでございますが、これについては、その産地みずからが評価をもちろん行うわけでございますが、加えて、国なり県なり、そういったところによる評価を行うことにいたしたいというふうに考えているわけでございます。

また、計画期間についてのお尋ねもあつたわけでございますが、お話しのとおり、私どもとしても、この計画期間につきましては、実現性ということを考えていたしまして、やはり五年程度が適切であるというふうに考えているわけでございますが、そこは、委員から今御指摘がありまして、たゞいま、その果樹の特性、リンゴの場合ですと、もう委員は御案内のとおりでございますが、改植して実際に収穫できるようになりますまでは少なくとも三年かかるか、そういったそれぞれば果樹の特殊性、こういったものもやはり考慮することが必要であらうというふうに考えておりますので、産地がそれぞれ計画を策定される段階で、長期を展望して期間を設定されるということが必要であるというふうに考えている次第でございます。

○山本(喜)委員 次に、担い手についてお伺いし

ますけれども、担い手を特定し、そこに施策を集中するという発想だけで、果たして果樹農業が守れるのかどうかということについてであります。基本方針では、産地計画を定める内容としての担い手の問題が出てくるわけですが、計画主体である農協、市町村等が、各集落の担い手を絞り込むことが果たして可能かどうかということでございます。

果樹農業における認定農業者の割合が、主業農家でも一八％、これは平成十二年度の数字ですが、こういった状況の中で、担い手を固有名詞まで挙げていくということは極めて困難だと思うんですが、この点について考え方を伺います。

○白須政府参考人 たゞいまの担い手の関係でございますが、やはり果樹農業につきましても、先ほど来お話がありますように、今後とも果実の国内生産を確保していく、あるいは競争力のある産地を構築していくというためには、基本としては、やはり担い手を中心とした効率的な生産体制の構築ということが何よりも必要であるというふうに考えているわけでございます。

したがって、このためには、産地がみずから育成すべき担い手を明確にしたいと、そこで必要な生産基盤の強化、規模拡大あるいは優良品種への改植、そういった施策の集中を図っていくということが必要であるというふうに考えているわけでございます。

ただ、その際の担い手といたしまして、やはり果樹の場合には、ここで考えておりますのは、農業所得が主で、主に農業に従事している六十代までの方が存在する農家ということが基本でございますが、これに加えて、新規参入者など、今後とも継続して果樹農業を担っていくような、そういう多様な経営体につきましても担い手に位置づけるように、そういう配慮が必要であるというふうに考えているわけでございます。

また、たゞいま委員からお話ございました、個々の担い手の名前まで記載しておくことが必要であるかどうかという点でございますが、その

個々の担い手の氏名まで記載していくということが必要であるというふうには考えておられないわけですが、委員も御案内のとおり、現状におきまして、今後とも果樹経営を続ける意欲のある方とあるいはそうでない方というのが、ある程度産地においては明確になりつつあるというふうな私どもも考えているわけですが、産地計画の中には、地域の担い手の考え方あるいは人数ということとは明確にさせていただくということが必要ではないかというふうに考えているわけですが、

○山本(喜)委員 この担い手ということで、六十代までということと、新規参入というふうに言われましたが、平成十二年度の「年齢別果樹農業経営者のシェア」、これを見ますと、六十から六十九歳までが三二%、七十から七十四歳が一五%、七十五歳以上一%ということ、六十歳以上が五八%に上るわけですが、こういう現状を見ますと、六十代という世代を抜きに果樹農業は語れないわけですが、六十代といつても、十年たつと七十を超えるわけですが、

こうしたときに、主業農家あるいは認定農家というふうな枠だけをはめていいのか。今日まで農業を支えてきたのはやはり兼業農家でございますから、この兼業農家をどういうふうな支えていくのか。あるいは兼業農家の後継者ということでもこれは必要になってくるんじゃないかというふうに思っています。そうした意味での担い手ということについては振興できないんじゃないかというふうに思っています。いかがでしょうか。

○白須政府参考人 ただいまの担い手と兼業農家の関係でございます。

まず一つには、ただいま委員からもお話ございましたが、六十代だけではなかなか全部担い切れないのではないかとというふうなお話があったわけですが、

確かに、現在六十代までは果樹農業の中核になって生産を担っているというのが、委員から

お話ありましたように、実態であるわけですが、大変重労働であるというふうなことでございまして、なかなか、七十歳以上ということになりますと、やはり重労働ということを考えますと、規模を縮小したりあるいはリタイアする、そういう実態にあるというふうな私どもも認識をしているわけですが、

そこで、担い手については、農業所得が主で、主に農業に従事している六十代までの方が存在する農家を中心にするということが必要と考えているわけですが、ただ、今委員からお話ありましたように、私どもとしても、その農家中には、当然、兼業農家も含まれておるといふ農家というものを私どもがこの中から排除するというふうなことは考えていないわけですが、

ただ、いずれにしても、御指摘のとおり、なかなかこの現状のままでは産地の維持も危ういというふうな状況にあるわけですが、やはりそれぞれの産地の実情を踏まえながら、産地の皆さん方が十分な合意をされて、担い手の育成確保を図るための体制を整えていただきたいというふうに考えている次第でございます。

○山本(喜)委員 経営安定対策についてでございますが、この中で、果樹共済への加入拡大ということによつての経営安定対策ということも触れられておりますが、この一層の「加入を促進する」というふうなありますけれども、現場では、一定面積以上でなければ加入できないという問題があります。

この加入率の拡大に向けた考え方、あるいは、気象災害で品質低下した場合の収入減に対して、この果樹共済がセーフティーネットになっていくのかという点についてもお伺いします。

○須賀田政府参考人 果樹共済、全国平均で十六年産は二四%程度と非常に低くございまして、これは、秋田県でも、リンゴが四六・六、ナシが五

三・九、ブドウが一〇・八ということで、大変低くございまして。

これはなぜ低いのかということでございまして。一つは、掛金が高い。十アール当たり水稲地と比べますと四倍ぐらいするということ。それから二つ目に、被害を受けた農家と受けない農家、要するに、防災対策をした農家としない農家でばらつきがあつて非常に不公平だという話。それから三つ目に、てん補水準が低い。

こういう不満が農家の方にあつたわけですが、私ども、共済金をできるだけ安くしたいということで、被害を特定して、台風なら台風だけ、ひょうの害ならひょうの害だけ、凍霜害なら凍霜害だけ、そういう被害を特定した方式で掛金を安くする方法、それから、防風ネットなどの防災施設を用いた農家には掛金率を割り引くという、こういうものの導入、それから、災害収入共済方式のてん補割合を七割から八割に引き上げる、こういう対応をしてきたわけですが、

それから、先生言われました、減収だけじゃなくて価格の低下による収入減に対応できるようにするのとか。

これは、おとし、十五年に制度改正いたしましたので、資料によつて収獲量が適正に把握できれば、全相殺方式あるいは災害収入共済方式に加入できるようにしたわけですが、特に、去年、日本海沿岸で台風による果樹被害が起きたわけですが、

○山本(喜)委員 時間になりましたので、終わります。

林水産大臣島村宜伸君。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○島村国務大臣 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、このような農業経営を営む者に対する農地の利用集積を図ることが重要であります。特に、水田農業を初めとする土地利用型農業においては農地の利用集積のおくれが大きく、地域での話し合いを促進し、集落合意に基づく農地の利用集積を推進していくことが喫緊の課題となっております。

また、農業従事者の主力を担ってきた昭和一けた世代の引退が本格化する中、遊休農地が増大しており、担い手への農地の利用集積の妨げとなる事態も生じていることから、その解消を図ることが強く求められております。

政府といたしましては、このような課題に対応するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農地保有合理化事業の拡充であります。

農地保有合理化事業に、農業生産法人への金銭出資及び農用地等の貸付信託の事業を追加し、農地の仲介機能の強化を図ることとしております。

第二に、農用地利用改善事業の見直しであります。

集落における総合的な農地利用の準則である農用地利用規程の規定事項を見直し、集落での話し

合いを通じ集落営農の役割分担や担い手に対する農地の利用集積目標の明確化等が図られることとなるよう措置することとしております。

第三に、遊休農地対策の充実であります。

都道府県、市町村に対し遊休農地の解消、防止に関する基本的な構想の作成を求めるとともに、都道府県知事の裁定による賃借権の設定、市町村長による遊休農地所有者等に対する措置命令等の措置を講じ、体系的な遊休農地対策の整備を図ることとしております。

第四に、農業生産法人以外の法人に対する農地の貸付事業の創設であります。

構造改革特区制度の全国展開として、遊休農地が相当程度存在する区域において、市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける事業を創設し、遊休農地の利用の増進を図ることとしております。

第五に、農業振興地域整備計画の策定手続の見直しであります。

地域全体の合意に基づく計画的な土地利用を進めるため、農業振興地域整備計画の策定、変更の際に、市町村の住民による意見提出の機会を付与すること等としております。

続きまして、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

市民農園は、都市住民等のレクリエーションに資するとともに、農業、農村に対する理解と関心を深めるものであり、農林水産省といたしまして、地方公共団体や農業協同組合による特定農地貸付を農地法の特例とし、市民農園の開設を促進してきたところであります。

こうした中で、現在、構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者も、特定農地貸付の実施により市民農園を開設できることとする特例を措置しておりますが、多様な農地利用の需要に適切に対応するため、この内容を全国において実施することとし、この法律

案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定農地貸付の定義の見直しであります。

地方公共団体または農業協同組合のみが特定農地貸付を実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者も特定農地貸付を実施できることとしております。

第二に、特定農地貸付の実施方法であります。

地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付を実施する場合には、市町村等との間で農地の適切な利用を確保するための協定を締結すること等を要することとしております。

以上が、これら二法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山岡委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○山岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十三日水曜日午前十時、参考人として秋田県北秋田市農業委員会会長後藤久美君、株式会社ワタミファーム代表取締役社長・COO武内智君及び大建工業有限会社代表取締役社長遠藤藤君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十二日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
(農業経営基盤強化促進法の一部改正)
第一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十七条―第二十七条)」を「第四章の二 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第二十七條―第二十七條の二)」に改める。

第五章 雑則(第二十八條―第三十九條)を「第五章の二 雑則(第二十八條―第三十九條)」に改める。

第六章 罰則(第四十條)を「第六章の二 罰則(第四十條―第四十條の二)」に改める。

第四十條 第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

第四十條の二(第四十條の二)を「第四十條の二(第四十條の二)」に改める。

五 遊休農地の農業上の利用の増進に関する次に掲げる事項

イ 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるもの（以下「要活用農地」という。）の所在

ロ 第十二条第一項の認定を受けた者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

六 特定法人貸付事業に関する次に掲げる事項

イ 要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域

ロ 特定法人貸付事業の実施主体

ハ 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準

ニ 特定法人と締結する協定に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

第十三条第一項中「農業委員会」の下に「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）を加える。」

第十七条第二項中「存する区域」の下に「及び生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域」を加え、「第二十七条第一項において」を「以下」に改める。

第十八条第三項第二号ただし書中「によつて利用権の設定等を受ける場合」の下に「、特定法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後においてイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受

ける場合を加える。

第二十三条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「認定農業者への利用権の設定等の促進」を「認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「農作業」を「認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

第二十三条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

第二十三条第六項第一号中「第二項第一号」を「第二項第二号」に改める。

第二十四条の見出しを「（勸奨等）」に改め、同条中「特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う」を削り、「その実施区域内」を「当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内」に、「当該特定農用地利用規程で定められた特定農業者又は特定農業団体」を「認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つておりと認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る

よう努めるものとする。

第二十六条の次に次の章名を付する。
第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

第二十七条を次のように改める。
（農業委員会の指導）

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、基本構想の達成に資する見地から特に必要であると認めるときは、その区域（市街化区域を除く。）内に存する要活用農地の所有者又はその要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（次条第一項において「使用収益権を有する者」という。）に対し、当該要活用農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は同項の規定による指導をすることができないときは、同意市町村の長に対し、次条第一項の規定による通知をするよう要請することができる。

第二十七条の次に次の十一條及び一章を加える。
（特定遊休農地である旨の通知等）

第二十七条の二 同意市町村の長は、前条第二項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る要活用農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該要活用農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権を有する者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。ただし、過失がなく通知を受けるべき特定遊休農地の農地所有者等を確認することができないときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を

公告するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。

3 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

4 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。
（特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等）

第二十七条の三 同意市町村の長は、前条第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人（以下「農地保有合理化法人等」という。）で農林水産省令で定める要件に該当するもののうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定し、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議を行う者として指定

された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことを拒んではならない。

4 前項の規定による協議に係る特定遊休農地の利用権の設定等を受けた農地保有合理化法人等は、基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(都道府県知事の調停)

第二十七条の四 前条第三項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同条第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第二項の指定をした同意市町村の長に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第二十七条の五 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算

して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第二十七条の三第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権(農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。)の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第二十七条の六 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る特定遊休農地の農地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る特定遊休農地に現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第二十七条の七 都道府県知事は、第二十七条の五の規定による申請に係る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその特定遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが基本構想の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその特定遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第二十七条の八 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書及び第六百十二条の規定は、前項の場合には、適用しない。

第二十七条の九 第二十七条の七第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第二十七条の七第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等を被告とする。

3 第二十七条の七第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第二十七条の十 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る特定遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない特定遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第二十七条の十一 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は市町村が、農地売買等事業又は特定法人貸付事業により特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

(措置命令)

第二十七条の十二 同意市町村の長は、特定遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他省令で定める事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、そ

の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 同意市町村の長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた特定遊休農地の農地所有者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき特定遊休農地の農地所有者等を通知することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 同意市町村の長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定遊休農地の農地所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四章の三 特定法人貸付事業の実施

第二十七条の十三 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）は、第六条第二項第六号イの区域（市街化区域を除く。）において、当該区域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認めるときは、当該区域内の農用地について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事業を行うものとする。

2 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を特定法人（実施主体が農地保有合理化法人である場合にあつては、特定法人及び同意市町村）と締結するものとする。

3 実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人に貸し付けられている農用地については、特定法人が前項の協定に違反した場合に於いて、当該農用地の貸付契約を解除することができる。この場合において、実施主体が農地保有合理化法人であるときは、実施主体である農地保有合理化法人は、あらかじめ、同意市町村に協議しなければならない。

第二十八条第一項中「農地信託等事業」を「第四条第二項第二号又は第二号の二に掲げる事業」に改め、同条第四項中「農地信託等事業」を「第四条第二項第二号に掲げる事業」に改める。
第三十八条中「第十一号まで」の下に、「第二十七号の四、第二十七号の五、第二十七号の六、第二十七号の七、第二十七号の八、第二十七号の九、第二十七号の十」を加える。

第三十九条の見出しを削り、同条第二号中「第二十七条第四項」を「第二十七条の二第二項」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条の次に次の章名及び一条を加える。

第六章 罰則

第三十九条 第二十七条の十二第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（農地法の一部改正）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項第二号ホ中「現物出資」を「出資」に改める。

第三条第一項中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とし、第四号の四を第四号の五とし、同号の前に次の二号を加える。

四の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の四第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

四の四 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて同法第二十七条の五に規定する特定利用権が設定される場合

第三条第一項第七号の二中「政令」を「農林水産省令」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 農業経営基盤強化促進法第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）又は農地保有合理化法人が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第四項に規定する特定法人貸付事業（以下「特定法人貸付事業」という。）の用に供するためこれらの権利を取得する場合

第三条第一項第八号中「に規定する農地信託等事業」を、若しくは第二号の二に掲げる事業」に改め、同条第二項第二号の二中「農業生産法

人」の下に「及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定する特定法人以下「特定法人」という。）を加え、同項第二号の四を同項第二号の五とし、同項第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 特定法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得しようとする場合
第三条第二項第四号中「農業生産法人」の下に「及び特定法人」を加え、同項第七号中「実施により貸し付けようとする場合」の下に「同意市町村又は農地保有合理化法人がその土地を特定法人貸付事業の実施により貸し付けようとする場合」を加える。

第七条第一項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十三の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に基づいて耕作の事業に供されている小作地

十三の四 同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている小作地

十三の五 同意市町村又は農地保有合理化法人が所有し、かつ、特定法人貸付事業の実施により貸し付けている小作地

第十九条ただし書中「農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る貸借及びび」を削り、「規定する利用権に係る貸借」の下に「及び同法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に係る貸借」を加える。

第二十条第一項第五号中「農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十

一までを「農業経営基盤強化促進法第二十七條の五から第二十七條の八まで」に、「第十五條の七第一項を「第二十七條の五」に、「第十五條の十三を「第二十七條の十」に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定法人貸付事業の実施によつて特定法人のために設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、農業経営基盤強化促進法第二十七條の十三第三項の規定により行われる場合

合 第二十条第八項中「解除条件」の下に「特定法人が農業経営基盤強化促進法第二十七條の十三第二項の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものを除く。」を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正) 第三條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「(農業振興地域整備計画の案の縦覧等)」に改め、同条第一項中「のうち農用地利用計画を削り、案を」の下に「当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項又は第五項を」第四項又は第六項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項を」第三項に、「第三項を」第四項に、「第四項を」第五項に、「第五項を」第六項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項を」第三項に、「第四項を」第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の農業振興地域整備計画のうち」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該公告を行つた市町村の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、当該市町村に意見書を提出することができる。 第十一條に次の一項を加える。

12 第一項及び第二項の規定は、都道府県が行う第九條第一項の規定による農業振興地域整備計画の策定について準用する。

この場合においては、前条第二項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告しなければならない。

第十三條第四項中「第十一條の下に」(第十二項を除く。)を、「第九條第二項の下に」及び第十一條第十二項を加える。

第十五條の二から第十五條の十四までを削る。

第十五條の十五第一項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「農地法」の下に「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を加え、同条を第十五條の二とし、第十五條の十六を第十五條の三とし、第十五條の十七を第十五條の四とする。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第十五條の十五第一項を」第十五條の二第一項に改め、同条第三号中「第十五條の十六」を「第十五條の三」に改める。

附則 (施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置) 第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧基盤強化法」という。)第五條の規定により定められ、又は変更された同条第一項の基本方針は、第一條の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「新基盤強化法」という。)第五條の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、同条の規定により定められ、又は変更された同条第一項の基本方針とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第六條第六項の同意に係る同条第一項の基本構想(以下「旧基本構想」という。)は、新基盤強化法第六條第六項の同意に係る同条第一項の基本構想(以下「新基本構想」という。)とみなす。この場合において、市町村は、新基盤強化法第五條の規定により同条第一項の基本方針が定められ、又は変更された後遅滞なく、新基盤強化法第六條の規定により同条第一項の基本構想を定め、又は新基本構想とみなされた旧基本構想を変更しなければならない。

3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項の認定に係る農用地利用規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新基盤強化法第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項の認定があつたときは、その認定があつた日)までの間は、新基盤強化法第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項の認定に係る農用地利用規程とみなす。

4 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十七條第一項の規定による指導に係る同条第二項から第十項までの規定による要請、勧告、協議その他の行為については、なお従前の例による。

(農地法の一部改正に伴う経過措置) 第三條 次条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる特定利用権についての農地法の特例については、なお従前の例による。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第四條 この法律の施行前に第三條の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下「旧農振法」という。)第十一條第一項(旧農振法第十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされた農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農振法第十五條の七第一項の承認を受けている協議が調つたこと(旧農振法第十五條の十一第二項の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。)により設定された旧農振法第十五條の七第一項に規定する特定利用権については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農振法第十五條の七第一項の承認の申請があつた場合における同項に規定する特定利用権の設定の手續及び当該手續により設定される特定利用権については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置) 第五條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新基盤強化法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新基盤強化法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正) 第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農業振興地域の整備に関する法律
(昭和四十四年法律第五十八号)の項を削り、同
表農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律
第六十五号)の項中「第十一条までの下に」、第
二十七条の四、第二十七條の五、第二十七條の
六第一項、第二十七條の七第一項及び第四項、
第二十七條の八第一項、第二十七條の十を加
える。

(農業協同組合法の一部改正)

第九条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百
三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十第一項第三号中「現物出資」を
「出資」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の四第一項中「第二十七條第一項第
一号に掲げる要件に該当する農地」を「第五條第
二項第四号ハに規定する遊休農地に改め、同
項第一号及び同条第三十一項中「第二十七條第
四項」を「第二十七條の二第二項」に改める。

第七十条の六第一項中「第二十七條第一項第
一号に掲げる要件に該当する農地」を「第五條第
二項第四号ハに規定する遊休農地に改め、同
項第一号中「第二十七條第四項」を「第二十七條
の二第二項」に改める。

(集落地域整備法の一部改正)

第十一条 集落地域整備法(昭和六十二年法律第
六十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「第十二條の下に」「(第一項後
段を除く。)」を加え、「同法第十三條第一項前
段」を「同条第一項前段」に改め、「変更により」
と「の下に」、同条第四項中「第八條第四項及び
第十一條第十二項を除く。)」とあるのは「第八
條第四項と」「第十二條」とあるのは「第十二條
(第一項後段を除く。)」とを加える。

第十条第二項中「第十一條」を「第十一條第三
項から第十一項まで」に改める。

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の
促進に関する法律の一部改正)

第十二條 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤
整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十
六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第十一條」を「第十一條第
三項から第十一項まで」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十三條 構造改革特別区域法(平成十四年法律
第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

別表第十七号中「地方公共団体又は農地保有
合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法
人への貸付け事業」を「削除」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措
置)

第十四條 この法律の施行の際現に前条の規定に
よる改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区
法」という。別表第十七号に掲げる事業(以下
「特定法人貸付事業」という。))の実施により旧特
区法第二十七條第三項に規定する特定法人(以下
「特定法人」という。))のために使用貸借による
権利又は賃借権が設定されている農地(農地法
第二條第一項に規定する農地をいう。以下同
じ。))並びに特定法人貸付事業の実施主体(旧特
区法第四條第二項第四号に掲げる実施主体をい
う。))が特定法人貸付事業の用に供すべきものと
して使用及び収益を目的とする権利の設定又は
移転を受けている農地で特定法人のために使用
貸借による権利又は賃借権が設定されていない
ものについては、旧特区法第二十七條第三項の
規定は、この法律の施行後も、なおその効力を
有する。

2 この法律の施行の際現に特定法人貸付事業の
実施により特定法人のために賃借権が設定され
ている農地又は採草放牧地(農地法第二條第一
項に規定する採草放牧地をいう。))の貸付けにつ
いては、旧特区法第二十七條第四項及び第五項

の規定は、この法律の施行後も、なおその効力
を有する。

(景観法の一部改正)

第十五條 景観法(平成十六年法律第百十号)の一
部を次のように改正する。

第十六條第七項第六号中「第十五條の十五第
一項」を「第十五條の二第二項」に改める。

第五十五條第四項中「第八項後段」を「第九項
後段及び第十二項」に、「第十一條第一項中「当
該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計
画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画
(景観法第五十五條第一項の規定により定めら
れた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同
じ。))と、同条第二項」を「第十一條第三項」に、
「農用地利用計画」を「農業振興地域整備計画
のうち農用地利用計画」に、「景観農業振興地域
整備計画に係る景観法第五十五條第二項第一
号」を「景観農業振興地域整備計画(景観法第五
十五條第一項の規定により定められた景観農業
振興地域整備計画をいう。以下同じ。))に係る同
条第二項第一号」に、「前項」を「第一項」に、「同
条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を
「同条第十一項」に改め、「変更により」との下
に、「生じたときは、政令で定めるところにより
とあるのは「生じたときは」と、同条第四項
中「第八條第四項及び第十一條(第十二項を除
く。))とあるのは「第八條第四項前段及び第十一
條(第九項後段及び第十二項を除く。))とを加
える。

第五十八條第一項中「第十五條の十五第一項」
を「第十五條の二第二項」に、「第十五條の十五
第四項各号」を「第十五條の二第四項各号」に改
め、同条第二項中「第十五條の十五第五項」を
「第十五條の二第五項」に改める。

(景観法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 この法律の施行前に前条の規定による
改正前の景観法第五十五條第四項において準用
する旧農振法第十一條第一項(旧農振法第十三
條第四項において準用する場合を含む。))の規定

による公告がされた景観農業振興地域整備計画
の策定又は変更については、なお従前の例によ
る。

理由

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、
市町村等による農業生産法人以外の法人に対する
農用地の貸付事業を創設するほか、認定農業者に
対する農用地の利用集積の目標の明確化等農用地
利用規程の内容を拡充するとともに、遊休農地の
農業上の利用の増進を図るための裁定による特定
利用権の設定に関する制度を創設する等の必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関
する法律の一部を改正する法律案
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に
関する法律の一部を改正する法律

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関す
る法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「地方公共団体又は農業協同組合が行
う」を削る。

第二条第二項中「地方公共団体又は農業協同組
合」及び「農業協同組合にあつては、組合員の
所有に係る農地に限る。」を削り、「行う」を「の」
に改め、同項に次の二号を加える。

四 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつて
は、組合員が所有する農地に係るものである
こと。

五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が
行う農地の貸付けにあつては、次のいずれか
に該当する農地に係るものであること。

イ その者が所有する農地(その者が当該農
地に係る次条第三項の承認を取り消された
後において当該農地の適切な利用を確保す
るための方法その他当該農地に係る農地の
貸付けの実施に当たって合意しておくべき

ものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定（以下「貸付協定」という。）を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。）

ロ その者が地方公共団体又は農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）から第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。）

第三条第一項中「地方公共団体又は農業協同組合は、」を削り、「ときを」を「者」に改め、「貸付規程」の下に「（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）」を加える。

第四条第一項中「前条第三項を」を「地方公共団体（都道府県を除く。）又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項に、「場合並びに」を「場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。並びに）」に改め、同条第二項中「並びに当該を、」に改め、「いないもの」の下に「並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの」を加える。

第六条中「受けた者」の下に「（第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合理化法人）」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

別表第二十四号中「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」を「削除」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法（以下「旧特区法」という。）第三十四条の規定の適用を受けて行われたこの法律による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「旧特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認（旧特区法第三十四条の規定の適用を受けて行われた市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第七条第一項又は第五項の規定による認定を受けた者が同法第十一条第一項の規定により旧特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けたものとみなされた場合における当該承認を含む。）に係る農地は、この法律による改正後の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る農地とみなす。

理由

多様な農地利用の需要に対応するため、構造改革特別区域における特例措置を全国において実施し、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年四月二十五日印刷

平成十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D